

第3期吉岡町子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和7年度～令和11年度

令和7年1月

吉岡町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけと対象	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 吉岡町の現状	9
1 人口と世帯の状況	9
2 出産等の状況	13
3 就業の状況	14
4 アンケート調査結果について	15
5 本町の現状からみた主な課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本的な視点	28
3 基本目標	29
4 計画の体系図	30
第4章 子ども・子育て支援策の展開	33
基本目標1 子育て家庭等への支援	33
1 多様な保育サービスの提供	33
2 家庭における子育て支援	36
基本目標2 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	38
1 子どもの貧困解消対策の推進	38
2 障害児施策の充実	40
3 児童虐待への対応	42
4 社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援	43
基本目標3 仕事と生活の調和の実現	44
1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進	44
基本目標4 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援	45
1 妊娠・出産期の支援	45
2 健やかな成長・発達支援	47
基本目標5 子どもの「生きる力」の育成	49
1 生きる力を育む教育の推進	49
2 児童・生徒の健康づくり	51
3 子どもの権利・意見の尊重	52
基本目標6 子ども・子育てを支える地域づくり	53
1 地域の子育て・子育て支援	53

2 地域における子どもの見守り活動の推進	54
3 子どもの居場所・遊び場などの充実	56
第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策	61
1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載.....	61
2 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業計画の推進方策.....	62
3 量の見込みの算出にあたって.....	65
4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	67
5 地域子ども・子育て支援事業の推進	69
6 その他の推進方策.....	78
第6章 計画の推進体制と進捗管理	81
1 協働による計画の推進	81
2 計画の進行管理.....	82
資料編.....	85

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、子どもを取り巻く状況は、貧困を始め、虐待、いじめや体罰、不登校など多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれた子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

そうした中、国において令和5年4月、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正)に基づく3つの子どもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

本町では、これまでに子どもたちの健全な成長と発達を支援することや、子育てしやすい環境の確保や教育環境の改善、地域社会との連携強化を図るため、平成22年3月に、「吉岡町次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、吉岡町全体で子育てを支える環境づくりや次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進してきました。

また、平成27年3月には、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため子ども・子育て支援法等に基づき、「第1期吉岡町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には、「第2期吉岡町子ども・子育て支援事業計画」を見直し、同計画に基づき各種施策を推進してきました。

この計画が今年度末をもって終了することから、本町の現状と課題を分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期吉岡町子ども・子育て支援事業計画(以下、「本計画」という。)」を策定します。

2 計画の位置づけと対象

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

本計画には、次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)」を包含します。

さらに、この計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定により定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包します。

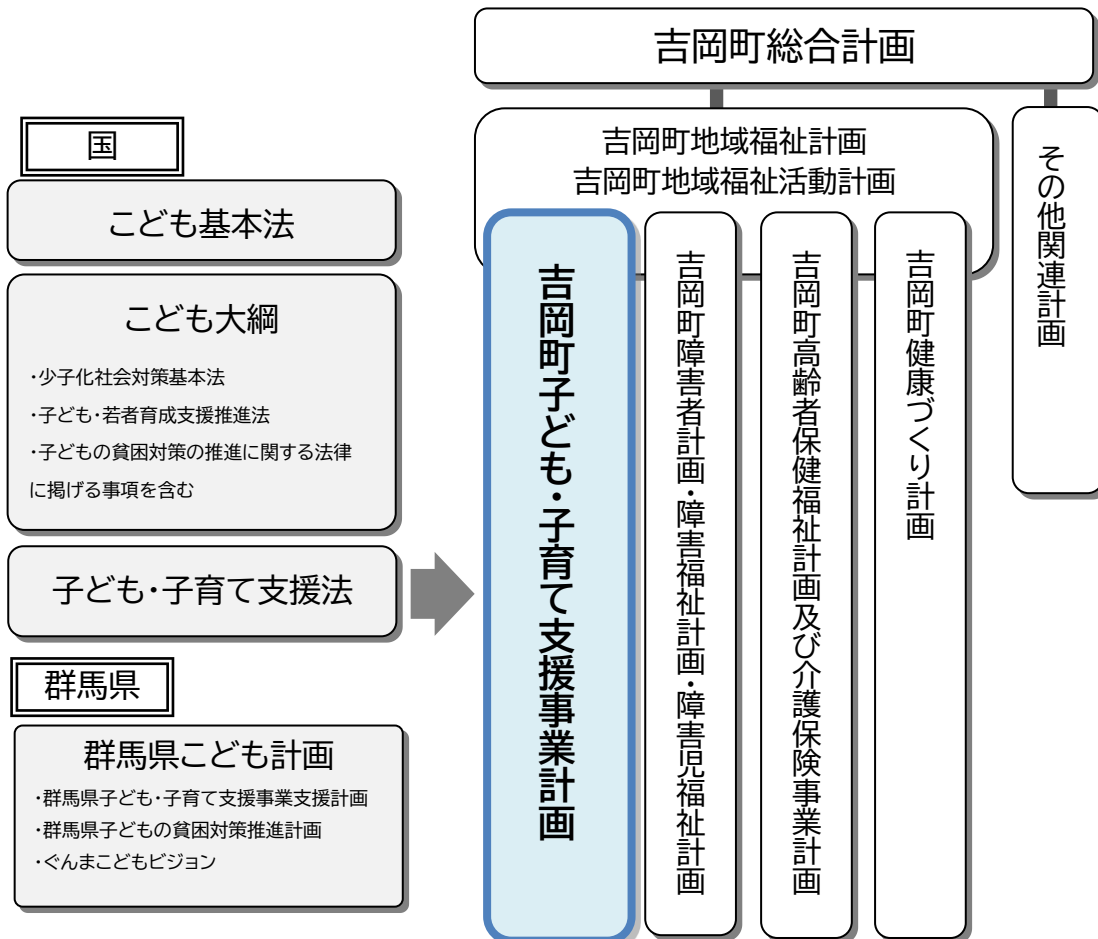
また、本町の最上位計画である「吉岡町総合計画」をはじめ、保健福祉分野の上位計画である「吉岡町地域福祉計画」、そのほか子ども・子育て施策に関係する各分野の計画と連携・整合を図っています。

(2) 本計画の位置づけ

本計画は、吉岡町総合計画の分野別個別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、群馬県子ども・子育て支援事業計画、本町の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所・認定こども園(以下、「保育所等」という。)、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



さらに、本計画は、SDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、町の総合計画では、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標と施策展開の関連性を示し、取組を推進していきます。



資料：国際連合広報センター

(3) 計画の対象

本計画は、本町に生活する18歳未満の子どもをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としています。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和 2年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11
第2期計画									
					改定	第3期計画(本計画)			

4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する「吉岡町子ども・子育て会議」を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査の結果等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定します。

(1)吉岡町子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく機関で、保育園・認定こども園に従事する者、保護者、学識経験者等で構成し、計画の内容等を審議します。

(2)アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として令和6年7月に実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

町民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、令和7年1月にパブリックコメント（意見募集）を実施します。

第2章

吉岡町の現状

第2章 吉岡町の現状

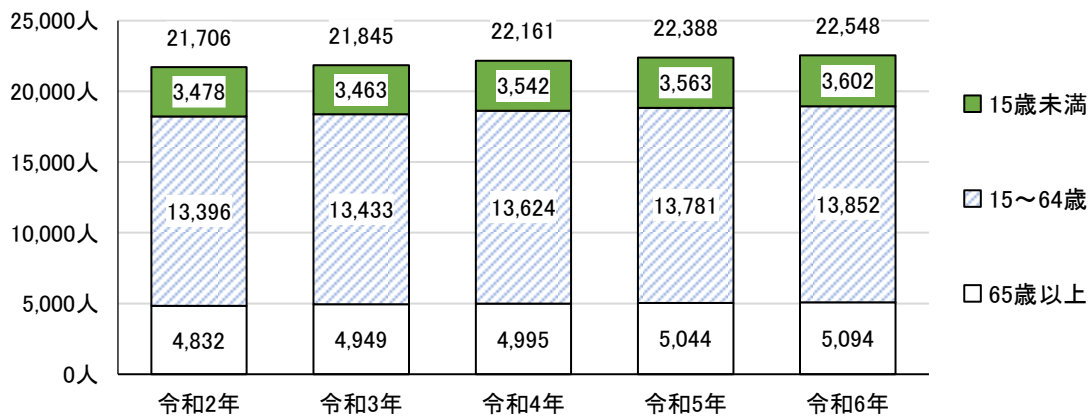
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本町の人口は、令和6年4月1日現在、22,548人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると、年々増加しており、5年間で842人の増加となっています。

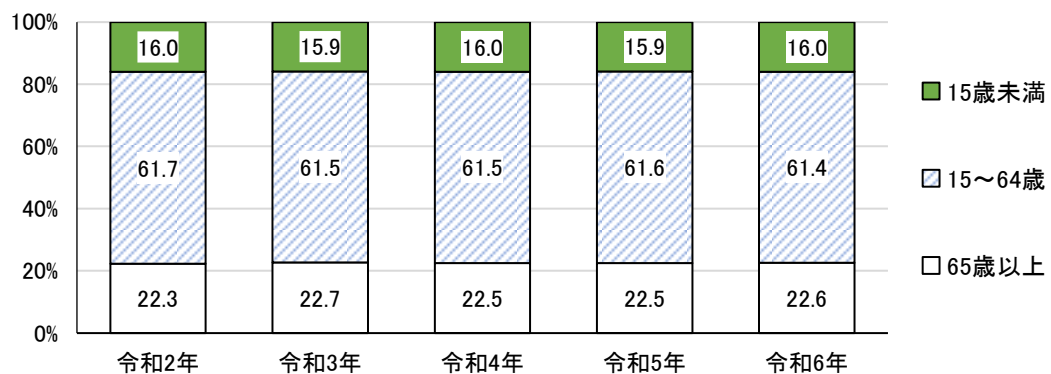
年齢3区分でみると、年少人口比率は、令和2年以降は16.0%前後を横ばいで推移しています。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 年齢3区分人口構成比の推移



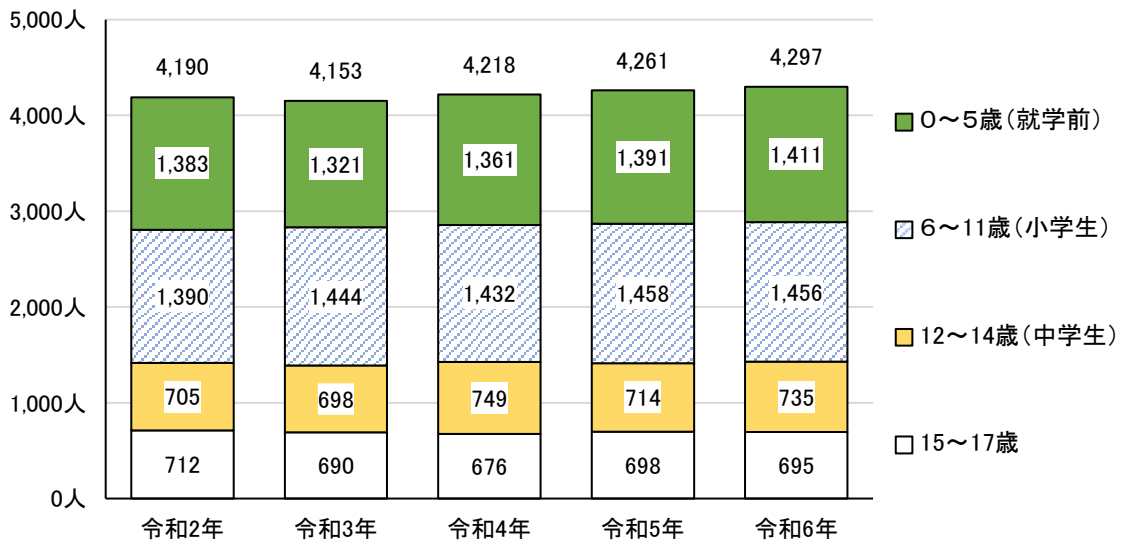
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 児童数

本町の18歳未満の児童数は、令和6年4月1日現在4,297人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は1,411人、6～11歳の小学生児童数は1,456人、12～14歳の中学生児童数は735人、15～17歳の児童数は695人となっています。

令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に増加傾向となっています。

■ 児童数の推移

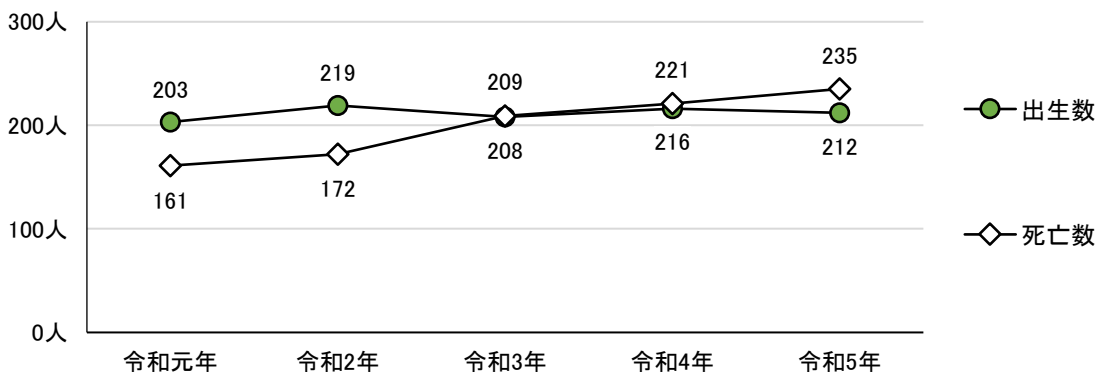


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、近年は死亡数が出生数を上回っています。

■ 出生数及び死亡数の推移

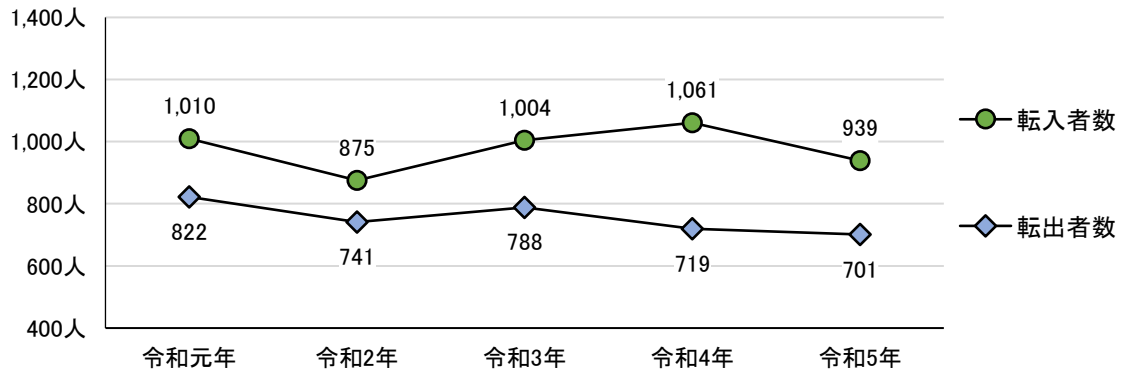


資料：群馬県移動人口調査(年報)

(4) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を上回っていることから、転入超過の傾向にあります。

■ 転入者数及び転出者数の推移

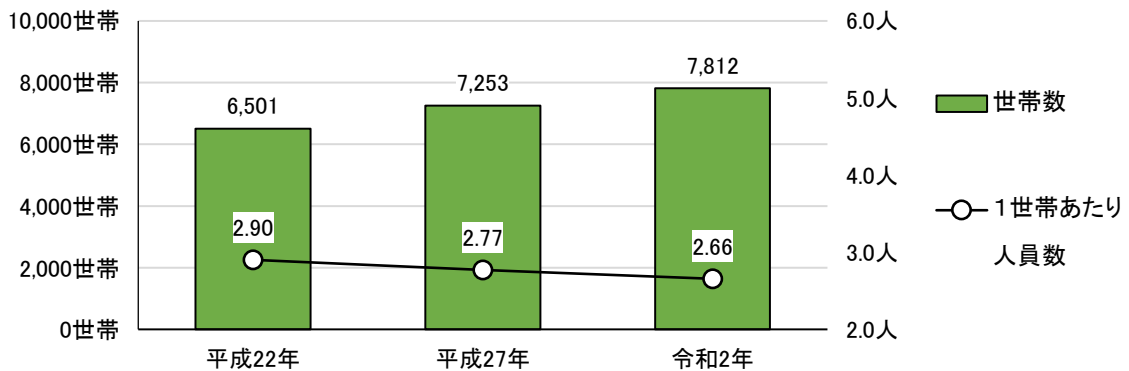


資料：群馬県移動人口調査(年報)

(5) 世帯数

本町の世帯数は、年々増加しており、令和2年には7,812世帯となっています。1世帯あたり人員数は減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■ 世帯数と1世帯あたり人員数の推移

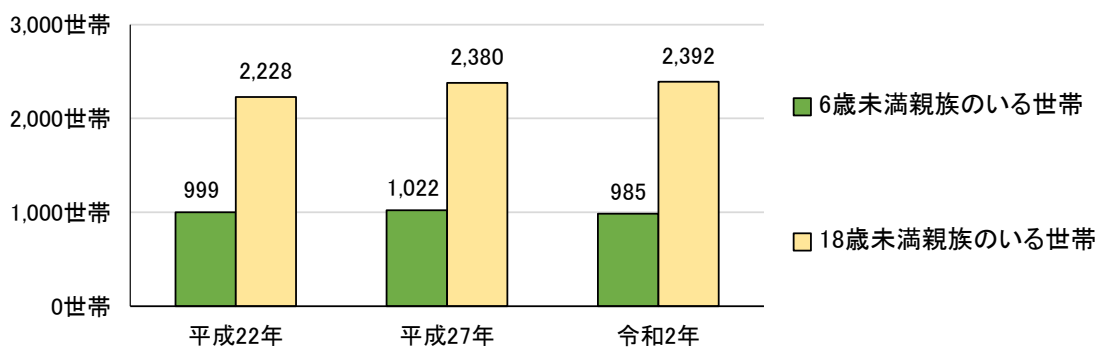


資料：国勢調査

(6)子どものいる世帯数

18歳未満の子どもがいる世帯について、令和2年の国勢調査では、6歳未満の親族のいる世帯は985世帯、18歳未満親族のいる世帯は2,392世帯となっており、子どものいる世帯は横ばいを推移しています。

■子どもがいる世帯数の推移



資料：国勢調査

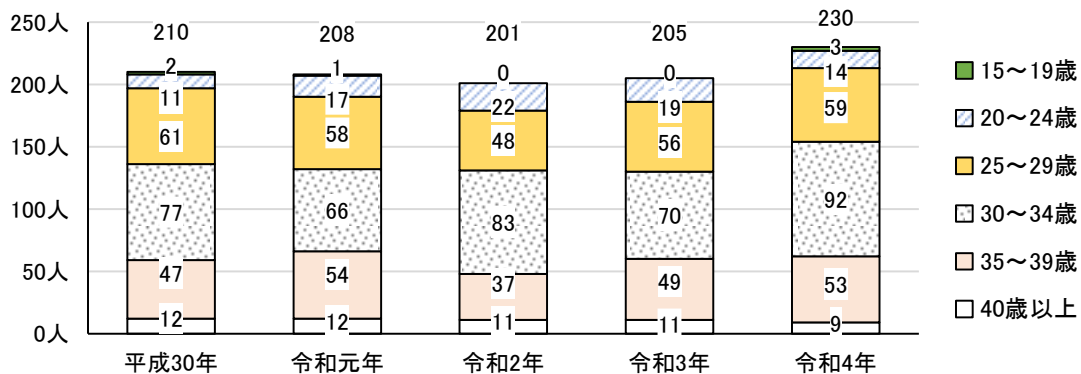
2 出産等の状況

(1) 出生数

本町の出生数は、令和4年は230人となっています。

母親の年齢別出生数は年によって構成要素は異なっていますが、30歳以上の出生数が多くなっています。

■ 母親の年齢別出生数の推移

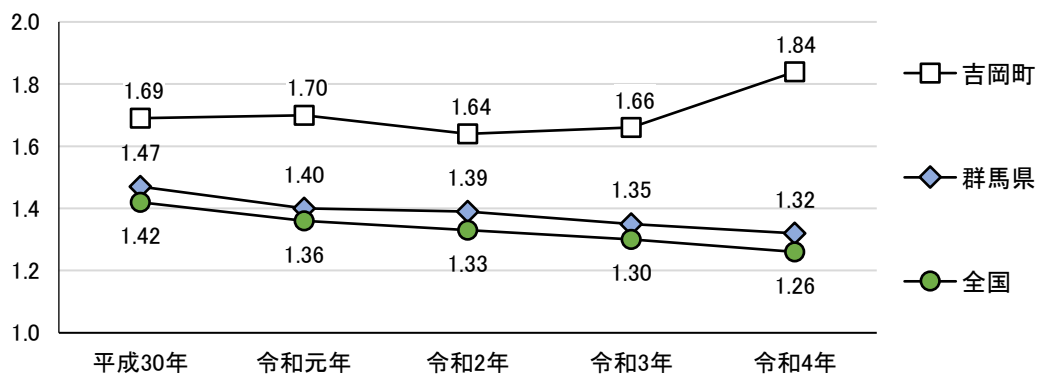


資料：健康福祉統計年報

(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。本町の合計特殊出生率は、令和4年で1.84となっており、全国及び群馬県の数値を大きく上回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：健康福祉統計年報

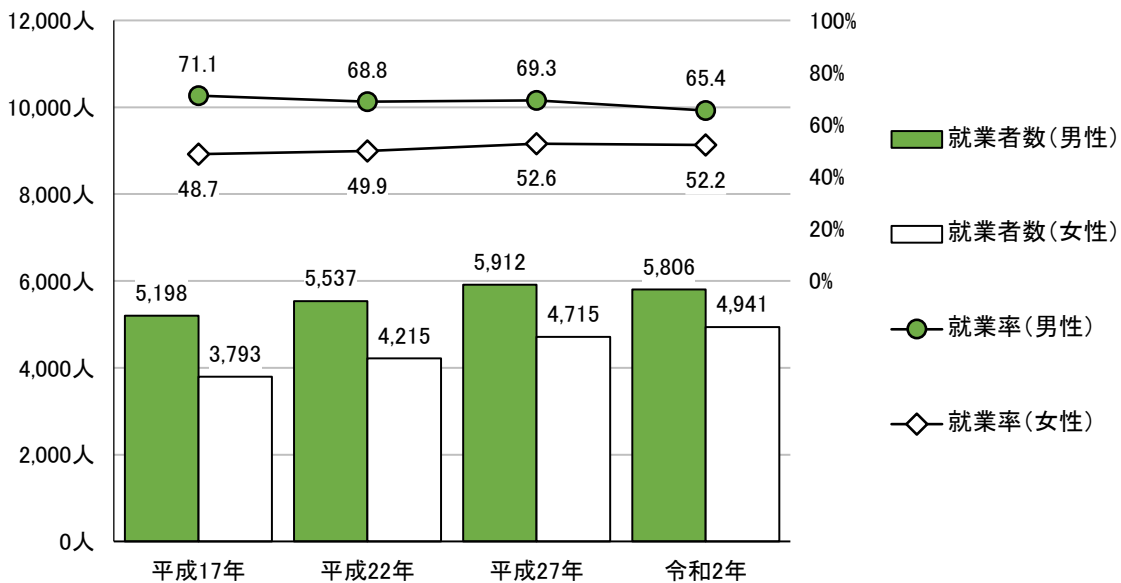
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数は、男性、女性ともに増加する傾向がみられます。

就業率では、男性は65.4%、女性は近年増加しており、令和2年では52.2%となっています。

■ 就業者数の推移

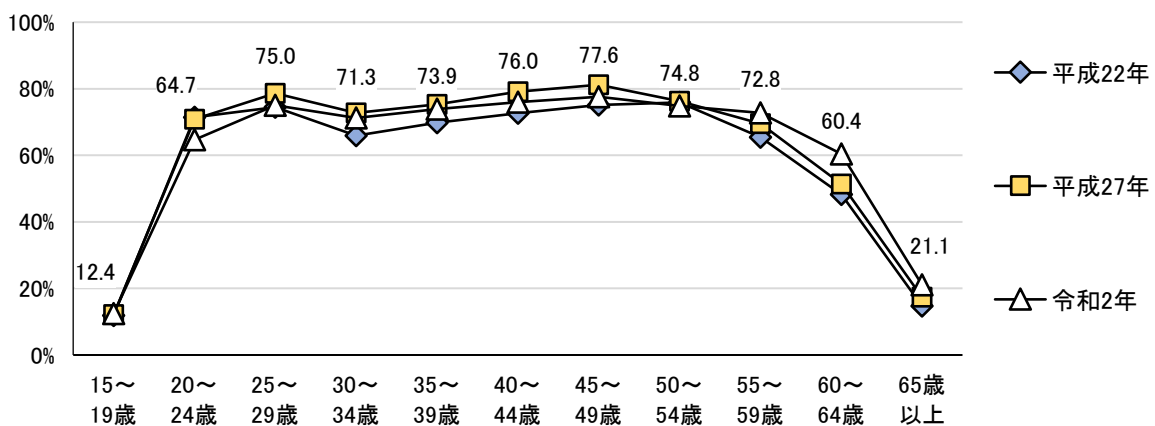


資料:国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■ 女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

4 アンケート調査結果について

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、「第3期吉岡町子ども・子育て支援事業計画」の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として実施しました。

《調査対象および調査方法》

①調査地域: 全域

②調査対象者:

- ・町内在住の就学前児童(乳幼児)を養育する保護者(以下「就学前」という。)
- ・町内在住の小学校児童を養育する保護者(以下「小学生」という。)

③調査時期: 令和6年7月

④調査方法: 郵送による配布、郵送・WEB による回収

⑤調査の回収状況

	配布数	回収数(内 web 回答)	回収率
就 学 前	1,050 件	530 件(263 件)	50.5%
小 学 生	1,050 件	475 件(231 件)	45.2%

参考: 前回調査の回収状況は就学前462件(46.2%)、小学生448件(44.8%)。

※調査結果について

- 前回調査とは、第2期計画策定時に実施した調査(平成30年11月)です。
- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

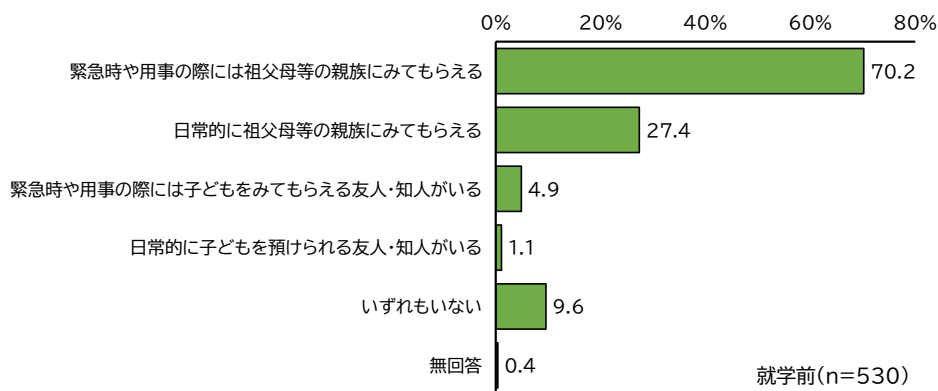
(1)保護者の孤立の防止

日頃子どもをみてもらえる親族・知人については、就学前調査の9.6%(前回調査10.6%)、小学生調査の11.6%(前回調査9.6%)が、「いずれもない」と回答しています。

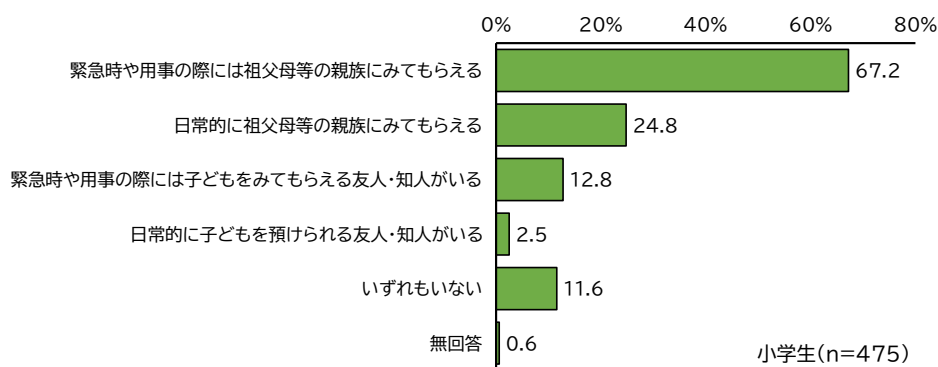
また、気軽に相談できる人についても、就学前調査の4.9%(前回調査1.3%)、小学生調査の7.6%(前回調査3.6%)が「いない」と回答しており、子育てにおける保護者の孤立を防止する取り組みが引き続き求められます。

核家族化の進展や地域社会の変化により妊娠期に不安や困りごとを抱え込んでしまう場合もあり、産前・産後うつ等の増加が社会問題となっています。また、子どもの健やかな育ちのためには、子どもと母親の健康の確保・増進が不可欠です。引き続き、妊娠・出産から切れ目のない子育て支援体制として、各施策・事業の連携強化を図っていく必要があります。

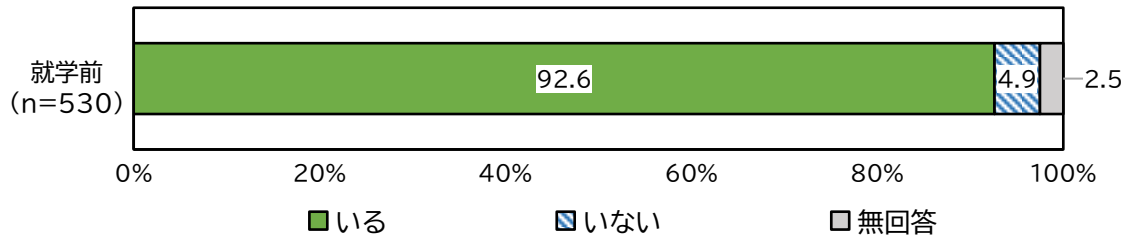
■日頃、お子さんをみてもらえる人はいますか。(就学前調査)



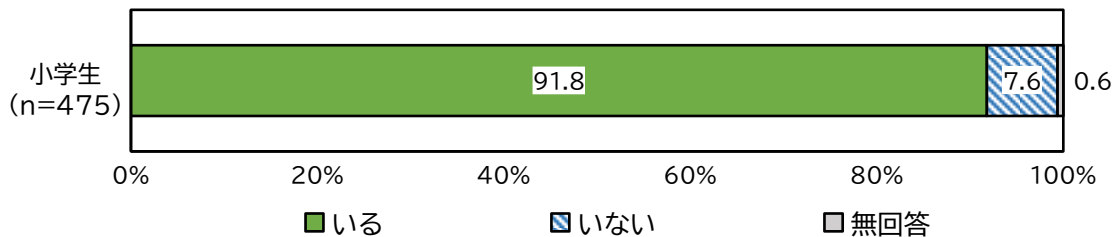
■日頃、お子さんをみてもらえる人はいますか。(小学生調査)



■あなたは、子育てについて気軽に相談できる人がいますか。(就学前調査)



■あなたは、子育てについて気軽に相談できる人がいますか。(小学生調査)



(2) 保育ニーズや放課後児童クラブの利用ニーズの増加への対応

就学前調査において、子育て中の母親の就労率が増加していることが、前回調査との比較から明らかになりました。

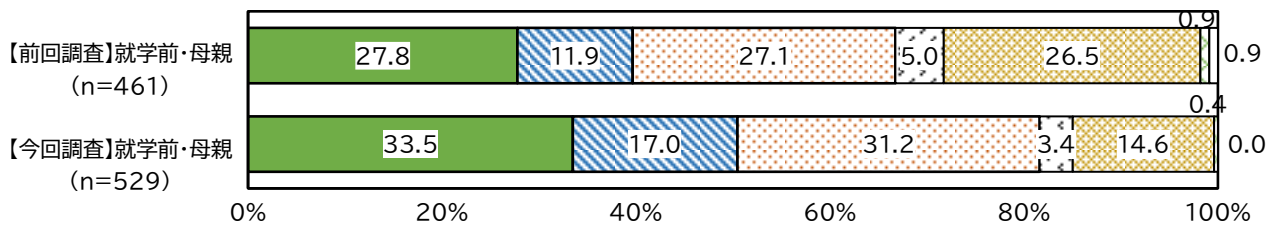
教育・保育サービスの利用状況をもみても各サービスの利用も増加しています。今後もこの傾向が継続することが考えられます。

放課後児童クラブ(低学年時)の就学前の利用希望は、前回同様に6割を超えています。

家庭環境の変化等により、保育ニーズや放課後児童クラブの利用ニーズの増加など、新たな利用者の増加も予想されることから、将来的な子育て支援のニーズ量を踏まえて、それに応じた供給体制を調整していくことが重要です。

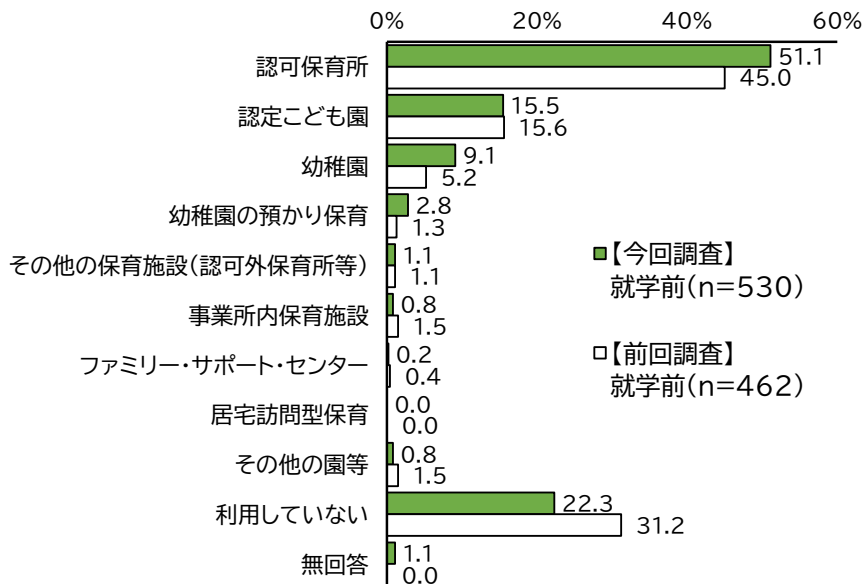
また、その一方で、女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭も増加していると予測されます。安心して子育てを続けることができるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

■母親の就労状況(就学前調査)

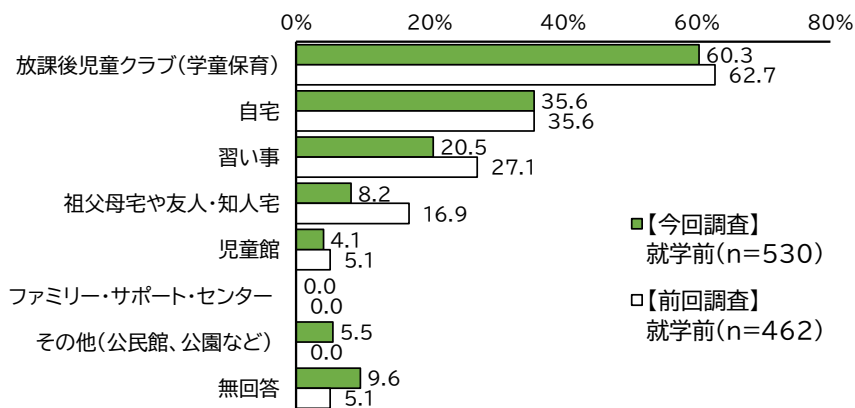


- フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

■平日の教育・保育サービスの利用状況(就学前調査)



■低学年時(1～3年生)に子どもを放課後過ごさせたい場所(就学前調査)

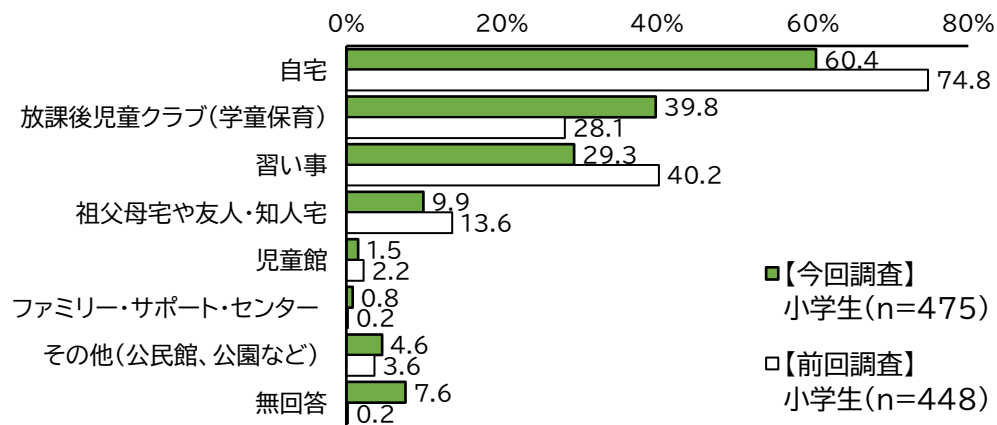


小学生調査の放課後(平日の小学校終了後)の時間を過ごし方では、「自宅」が60.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が39.8%、「習い事」が29.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が9.9%の順となっています。

「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合を学年別にみると、低学年では53.4%、高学年では24.8%となっています。

また、前回調査と比較すると、「自宅」、「習い事」、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少する一方で、「放課後児童クラブ(学童保育)」は10ポイント以上高くなっています。

■放課後(平日の小学校終了後)の時間を過ごし方(小学生調査)



単位:%

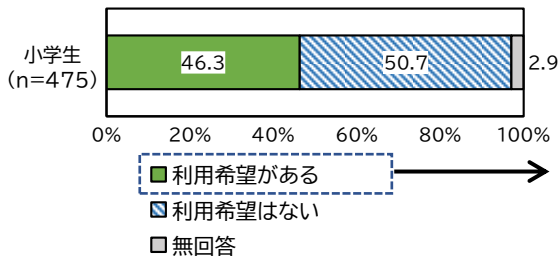
		件数	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事	児童館	放課後児童クラブ(学童保育)	ファミリー・サポート・センター	その他(公民館、公園など)	無回答
小学生全体		475	60.4	9.9	29.3	1.5	39.8	0.8	4.6	7.6
学年	低学年(1~3年生)	247	49.4	10.1	25.9	2.4	53.4	0.8	4.9	8.5
	高学年(4~6年生)	226	72.1	9.7	32.3	0.4	24.8	0.9	4.4	6.6
兄弟姉妹	いない	80	60.0	10.0	37.5	2.5	42.5	2.5	5.0	5.0
	いる	391	60.6	9.5	27.4	1.3	38.9	0.5	4.6	8.2
家庭類型	ひとり親家庭	31	58.1	12.9	32.3	0.0	35.5	0.0	0.0	9.7
	フルタイム×フルタイム	182	47.8	12.6	28.0	1.6	51.1	1.1	5.5	7.1
	フルタイム×パートタイム等	207	65.7	6.3	27.1	1.9	36.7	1.0	2.9	8.7
	フルタイム×無職	48	83.3	10.4	37.5	0.0	14.6	0.0	10.4	4.2
居住地区	駒寄地区	279	58.1	9.7	30.1	1.8	41.2	1.1	3.2	7.9
	明治地区	195	63.6	10.3	27.7	1.0	37.4	0.5	6.7	7.2

小学生調査の今後の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向について、「利用希望がある」が46.3%、「利用希望はない」が50.7%となっています。

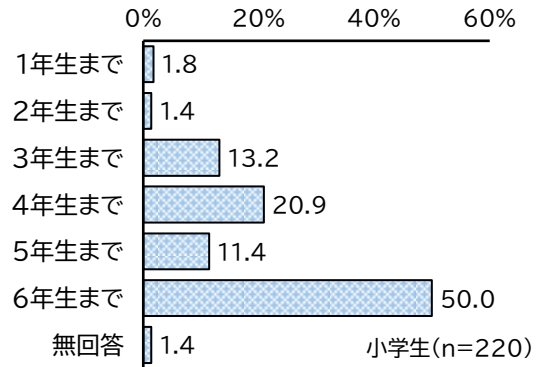
また、利用希望学年は、「6年生まで」が50.0%と最も高く、次いで「4年生まで」が20.9%、「3年生まで」が13.2%、「5年生まで」が11.4%の順となっています。

■今後の放課後児童クラブ(学童保育)の利用意向(小学生調査)

【利用希望】



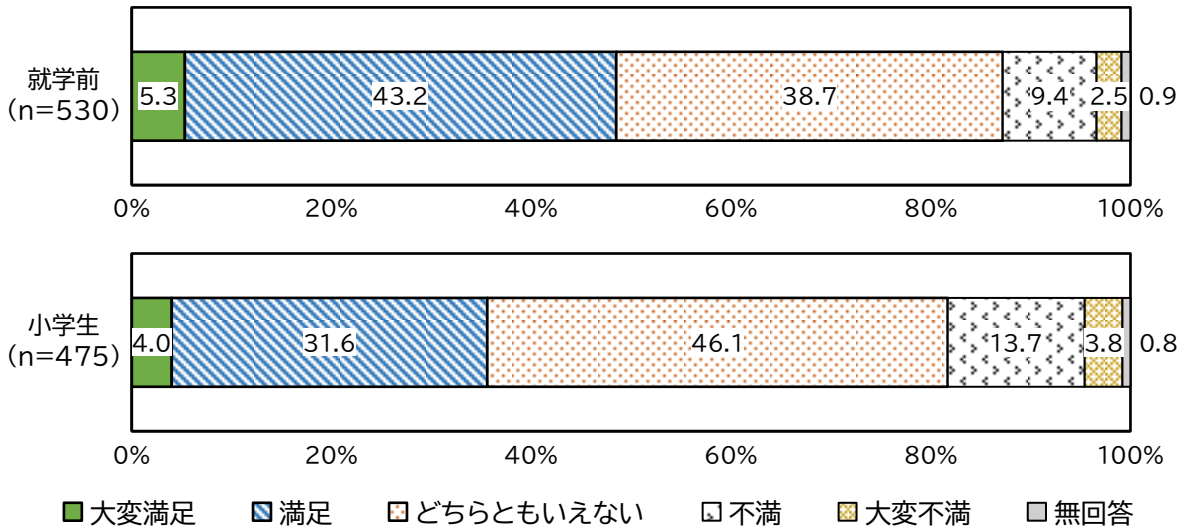
【利用希望学年】



(3)町の子育て環境や支援について

吉岡町の子育ての環境や支援への満足度については、「大変満足」と「満足」を合わせた割合は、就学前調査が48.5%(前回調査31.0%)、小学生調査が35.6%(前回調査35.1%)となっており、前回調査に比べ、満足度が高くなっていることがうかがえました。

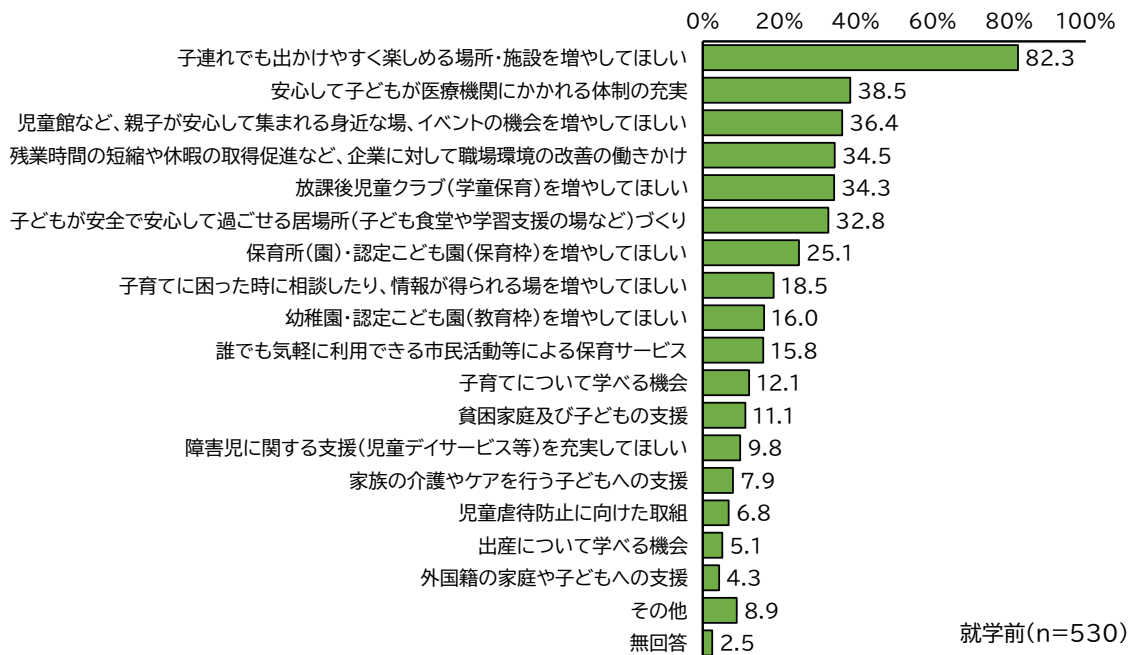
■吉岡町の子育ての環境や支援への満足度について(就学前調査・小学生調査)



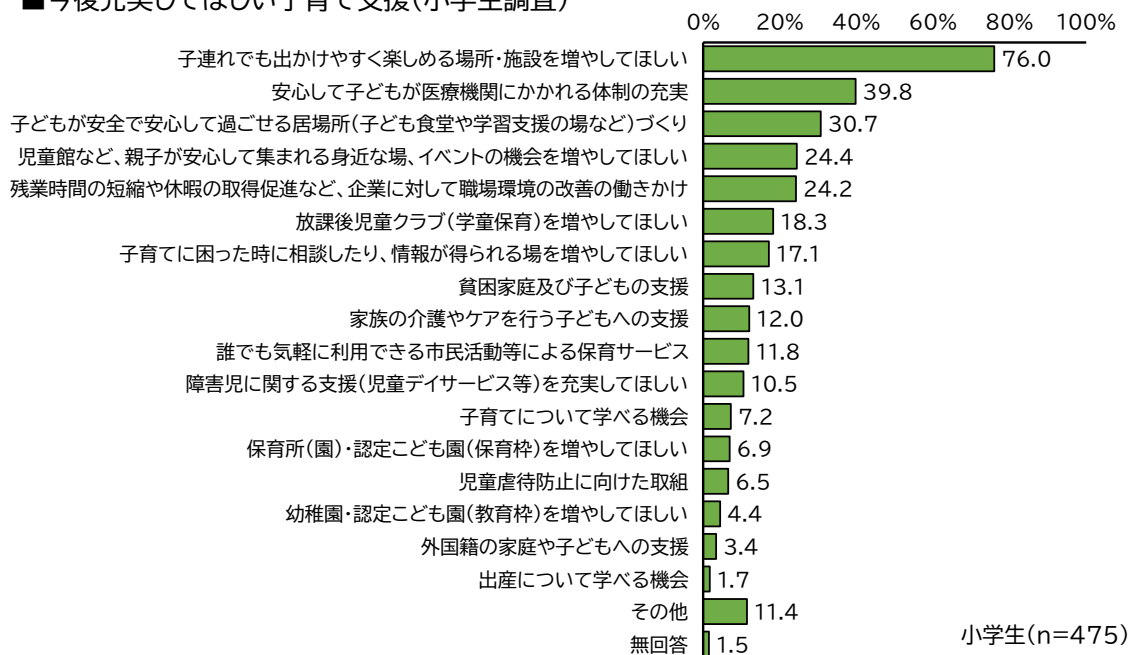
今後充実してほしい子育て支援は、就学前調査、小学生調査ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所・施設を増やしてほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会を増やしてほしい」、「子どもが安全で安心して過ごせる居場所(子ども食堂や学習支援の場など)づくり」などの意見が多くなっています。

今後も、すべての子どもが健やかに成長し、切れ目なく安心して支援を受けることができる環境づくりが重要です。

■今後充実してほしい子育て支援(就学前調査)



■今後充実してほしい子育て支援(小学生調査)



5 本町の現状からみた主な課題

子ども・子育て環境の変化などを踏まえて、本町における今後の子ども・子育て支援に関する課題を次により整理します。

(1) 成長段階に応じた子育て支援サービスの充実

本町の人口、児童数ともに増加しており、保育所・認定こども園の入所児童数や放課後児童クラブの利用児童数は、令和2年度と比較し増加している状況です。アンケート調査からも、現在就労していないと回答した母親の割合は、5年前より減少している結果となっており、今後も母親の就業率の上昇により、さらなる保育ニーズの増加及び多様化が見込まれます。

子どもの成長段階に応じて安定的な保育・子育て支援サービスが供給できるよう、将来的な需要量を適切に把握し、それに継続して対応できる確保体制を整備していくことが必要です。また、多様な保育ニーズに対する受け皿や、困難を抱えた家庭への寄り添った支援サービスが確保されるよう、提供体制の充実を図る必要があります。

(2) 子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進

生まれ育った環境に左右されず、全ての子どもが、心身の健康と多様な経験や学習の機会を確保され、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる社会を目指す必要があります。貧困及び貧困の連鎖と家庭状況による格差解消のためには、経済的支援のほか、教育の支援、生活の安定に資するための支援、就労支援など、多方面から学校、行政、地域が連携し社会全体で取り組むことが求められています。

また、子育てをめぐる家庭の状況は、障害、虐待、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

家庭における環境は様々であっても、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

(3) 子育てと仕事の両立に向けた意識の醸成

本町の就業状況をみると女性の各年代で上昇傾向にあり、就業者数も増加しています。今後も働く女性の増加、それに伴い共働き世帯も増加していくものと予測されます。アンケート調査結果でも現在就労していないと回答した割合は前回調査に比べ減少しており、就学前児童保護者では8割が就労中と回答しています。

今後は、キャリアアップを目指す女性や家事・育児に関わりたい男性など多様な家族の在り方に応じた支援や全ての子育て家庭が平常時・非常時問わずそれぞれが必要とする支援につながることで、安心して子どもを育てられる環境の整備を行政・子育てに関わる地域全体で取り組むことが重要です。

あわせて、男女にかかわらず家事・育児を協力して行うことや家庭の大切さなどの意識形成を図る啓発、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた社会全体での取組を啓発していく必要があります。

(4) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の充実

本町では増減があるものの、合計特殊出生率は令和4年で1.84となっており、全国及び群馬県の数値を大きく上回っています。また、本町の住民基本台帳人口移動は、近年転入超過となっており、子どもの数も増えています。

安心して妊娠・出産を行うことができるように身近な相談体制の充実、多様なニーズに対応した支援、誰でも分かり易い正しい知識の啓発、理想の子どもの人数を産み育てることができる精神的、経済的な支援が重要です。

(5) 子どもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、子どもの虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、児童生徒が置かれている環境も多様化、深刻化してきている状況です。

あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立化などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

(6) 全ての子どもや子育て家庭が安心して過ごせる環境づくり

子どもにとって良好な成育環境を形成していくためには、その家庭の状況に応じた支援により、切れ目のない子どもの成長を支える環境づくりを進める必要があります。

また、全ての子どものライフステージに応じて、落ち着いて遊んだり過ごしたりするための居場所づくりや地域における子育て家庭の見守りなどにより、気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、子どもを巻き込んだ事故や犯罪を未然に防ぐ更なる取組が必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、第2期吉岡町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもたちの夢を育てるまち 吉岡～子育て・夢育て吉岡ナンバーワン～」を基本理念に掲げ、社会や地域が支えるなかで、親が子どもとともに成長し、お互いの成長を喜び合いながら地域との結びつきを強め、子どもたちが次代の親となることを見守っていける温かいまちづくりを目指してきました。

また、「第6次吉岡町総合計画」において「すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実」として、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが、健やかに笑顔で生活できるまちを目指し、各種サービスの充実や連携強化を図っています。

こども大綱では、全ての子どもの権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

子育てを取り巻く環境や社会環境の変化はありますが、子育てに関する基本的な考え方に大きな違いはないことから、これまでの計画の基本理念を踏襲し、「子どもたちの夢を育てるまち 吉岡～子育て・夢育て吉岡ナンバーワン～」を掲げ、地域社会全体で子どもを支援し、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、未来に希望をもって健やかに育つことができる吉岡町を目指します。

【基本理念】

**子どもたちの夢を育てるまち 吉岡
～子育て・夢育て吉岡ナンバーワン～**

2 基本的な視点

本計画の策定にあたっては、3つの基本的な視点を取り入れ、すべての子ども、妊婦、子育て当事者・地域・社会それぞれの視点を考慮した事業を推進し、より良い環境づくりを支援します。

1 子どもの自立を支援する

子どもの幸せを第一に考え、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されることが重要です。

また、子どもは自ら育つたくましい力をもっています。新しい知識にふれたり、初めての体験を行ったとき、困難なことに挑戦して克服したとき、社会の中で自分の役割を果たしたときなど、子どもたちの目は輝き、自然と笑みが浮かびます。さらに、そのときに、家庭や友達、学校や地域で認められ、ほめられたり励まされたりすることで、自分に自信をもち、社会の一員としての意識を獲得していきます。

子どもを「親や地域が保護し、養育する」対象としてだけでなく、「様々な体験をし、生きる力と夢をもって大人になり、家庭をもち、子どもを産み育てるようになる」社会の一員と位置づけ、子どもの自立を支援するまちを目指します。

2 子育てが楽しい

子育ては楽しい、子育てによって自分も成長できる、という意見が大多数ですが、一方では、子育てに悩み、イライラすることがある母親も多く、父親の多くは育児や子どもの教育に十分に参加できていません。

子どもが育つ一番重要な基盤は家庭にあります。子育てをするすべての男女が、自分の仕事や生活を大事にしながら、ゆっくりと子どもと向き合う時間を確保し、育児や子どもの教育を行えるよう、保育サービスの充実を図るとともに、事業者と連携し「男性も女性も仕事と生活が調和(ワーク・ライフ・バランス)したまち」を目指します。

3 子どもと子育てを地域が支える

地域は子どもにとって重要な遊びの場であり、いろいろな体験を行って育つ場です。子どもは大人を映す鏡です。

地域ぐるみで支援し、誰一人取り残さず、子どもも親も、また、全ての町民が輝く笑顔で、幸せに成長していける包括的な環境をつくります。

3 基本目標

本町は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業等を実施し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

本計画の基本理念を実現するために、以下の6つの基本目標として掲げ、総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 子育て家庭等への支援

子育て家庭等が、不安や悩みを抱えて孤立することがないように家庭での養育・教育を支援します。

基本目標2 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

子育て家庭に対する経済的支援の充実、また、「ひとり親家庭」「障害児」「被虐待児」等への支援体制の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

基本目標3 仕事と生活の調和の実現

男女が仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現ができ、子育てをしながら働き続けられる、家庭で男女が共同して子育てができる社会の実現に向けて、職場や家庭での取組を支援します。

基本目標4 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援

一人ひとりのライフスタイルに応じた安全で快適な妊娠・出産の支援、子どもの健やかな成長・発達支援、安心できる医療体制の整備・充実など、母子保健の充実に努めます。

基本目標5 子どもの「生きる力」の育成

生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実、次代の親の育成、子どもの権利・意見の尊重など、子どもの「生きる力」の育成を図ります。

基本目標6 子ども・子育てを支える地域づくり

子ども・子育てを支える地域づくりを進めるとともに、安心して子育てできる生活環境の整備やのびのび遊べる遊び場などの充実を図ります。



4 計画の体系図

基本目標1 子育て家庭等への支援	
1 多様な保育サービスの提供	(1)多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
	(2)乳幼児期の教育・保育の充実
	(3)放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実
2 家庭における子育て支援	(1)子育て相談・情報提供の充実
	(2)子育てに関する学習・交流の充実
基本目標2 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	
1 子どもの貧困解消対策の推進	(1)経済的負担の軽減
	(2)ひとり親家庭への支援
2 障害児施策の充実	(1)障害児保育・教育の充実
	(2)障害児を養育する家庭に対する支援
3 児童虐待への対応	(1)虐待予防の強化
	(2)虐待の発見・防止・支援体制の整備
4 社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援	(1)社会的養護を必要とする子どもへの支援
	(2)ヤングケアラーへの支援
基本目標3 仕事と生活の調和の実現	
1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進	(1)仕事と子育ての両立
	(2)男女共同参画意識の啓発
基本目標4 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援	
1 妊娠・出産期の支援	(1)家庭・地域・職場での理解の啓発
	(2)健康な妊娠・出産の支援
2 健やかな成長・発達支援	(1)疾病予防の推進
	(2)健康相談・支援の充実
	(3)乳幼児の事故防止対策等の充実
基本目標5 子どもの「生きる力」の育成	
1 生きる力を育む教育の推進	(1)学校教育の充実
	(2)多様な学習・体験機会の充実
2 児童・生徒の健康づくり	(1)児童・生徒の健康づくり
3 子どもの権利・意見の尊重	(1)子どもの権利についての啓発と擁護
	(2)いじめ問題・不登校等対策
基本目標6 子ども・子育てを支える地域づくり	
1 地域の子育て・子育て支援	(1)地域交流・世代間交流の促進
	(2)地域ぐるみの健全育成活動
2 地域における子どもの見守り活動の推進	(1)犯罪被害の予防・防止
	(2)交通安全対策の充実
	(3)防災教育の推進
3 子どもの居場所・遊び場などの充実	(1)子どもの居場所・遊び場の充実
	(2)公園、広場、緑地等の整備
	(3)親子にやさしいまちづくり

第4章

子ども・子育て支援策の展開

第4章 子ども・子育て支援策の展開

基本目標1 子ども・子育て家庭等への支援

主な SDGs
関連指標



1 多様な保育サービスの提供

保育所、認定こども園など教育・保育、放課後児童クラブ(学童保育)、子育て支援サービス等の環境整備を進めます。

また、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ様々な文化を背景にもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりの子どもの健全な成長を支えていきます。

加えて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、学童保育指導員等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を支援します。

(1)多様なニーズに対応した保育サービス等の充実

保育所等を運営する民間法人や、診療所などと連携し、保育需要が増加している0歳児、1歳児など低年齢児の受け入れ枠の拡大を図るとともに、延長保育、一時預かり、預かり保育、病後児保育など多様な保育サービスを提供します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
待機児童ゼロの推進 ★	・令和元年度 885 人の定員を、令和 5 年度は 965 人に増やしました。令和5・6年度(4月1日時点)は待機児童はありませんでした。 ⇒保育所等を運営する法人とともに、保育所等施設整備事業による施設の拡張や定員増を図り、待機児童ゼロに向けた取組を進めます。	子育て支援室
延長保育の充実 ★	・吉岡町第一保育園、吉岡町第三保育園、吉岡町第四保育園、認定こども園駒寄幼稚園の4園で実施しています。 ・令和 5 年度は延 1,586 人が利用しました。 ⇒引き続き延長保育を実施します。	子育て支援室
一時預かりの充実 ★	・認定こども園駒寄幼稚園においても一時預かりを開始し、町内全6園で実施しています。 ・令和 5 年度は延 223 人が利用しました。	子育て支援室
幼稚園での預かり保育 ★	・正規の教育時間終了後も、園児を園内で預かる保育で、認定こども園駒寄幼稚園において預かり保育を開始しました。 ・新 2 号、新 3 号として預かり保育を実施しています。令和5年度は延 1,357 人が利用しました。	子育て支援室

※「★」は、子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保方策を定めるもの。

具体的な目標設定等については、第5章に記載。以下、同様。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
<p>病児・病後児保育事業の充実★</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育が困難な小学校6年生までの児童、回復期にある小学校6年生までの児童を一時的に預かる事業です。 ・令和5年7月から吉岡町第四保育園、令和6年4月から認定こども園駒寄幼稚園は病後児保育事業(病気の回復期にある児童の受け入れ)として実施しています。 ・令和5年度は病児保育(竹内小児科)を延 19 人が利用しました。病後児保育(吉岡町第四保育園)を延 92 人が利用しました。 	<p>子育て支援室</p>
<p>地域子育て支援センターの充実★</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所等に通園していない保護者の育児相談や子育てサークルへの指導・援助を行っています。 ・令和5年度は延 1,591 人が利用しています。利用数は前年度比でほぼ横ばいでした。 ⇒引き続き周知を図りながら利用者のために様々なイベント等を開催します。 	<p>子育て支援室</p>
<p>ファミリー・サポート・センターの運営★</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね中学生までの子どもを対象に、会員制で育児の相互援助活動を行う事業で、渋川市・榛東村と合同で実施しています。 ・令和5年度の利用件数は 138 件でした。 ・お願い会員(依頼)は増加していますが、まかせて会員(担い手)は増えていない状況です。 ⇒「まかせて会員」の確保に努めます。 	<p>子育て支援室</p>
<p>産前・産後サポート事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から開始した事業で、産前・産後の母親に対し、ヘルパーが自宅に訪問し、家事や育児の援助を行う事業です。 ・令和5年度は9件の利用がありました。 ⇒利用の促進を図り、産後うつ等の予防に努めます。 	<p>子育て支援室</p>

(2)乳幼児期の教育・保育の充実

幼稚園・保育所等での教育・保育環境を充実するとともに、小学校との連携を強化します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
幼児教育相談	・幼児の特性や発達段階に応じた相談に対応するため、保健センターの心理士・保健師による園訪問事業を実施しています。	健康づくり室
	・幼稚園・保育所等と小学校等関係機関とのスムーズな連携を図るため、情報交換の時期を早め、時間の確保を図りました。 ⇒幼稚園・保育所等と小学校等関係機関とのスムーズな連携を図るため、情報交換を密にしていきます。	学校教育室
幼保小連携会議	・就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園・保育所等と小学校等の交流・情報交換の場を設けています。	健康づくり室 子育て支援室 学校教育室
保育環境の充実	○吉岡町第一保育園、吉岡町第四保育園の増築を検討します。 ○特定地域型保育事業者を支援します。 ○保育充実促進事業や保育士確保事業を引き続き進めていきます。	子育て支援室

(3)放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実

学童クラブの定員の拡大を検討するとともに、地域特性を活かしながら、体験機会の充実などを図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実	・放課後、保護者が仕事などにより家にいない家庭の小学生児童に対して、保育の場を提供しています。 ・令和6年4月現在、6施設定員550人と充実を図りました。 ・利用希望児童は増加の一途をたどっています。 ・施設等の更なる整備とともに、学童クラブ職員の人員的、質的確保が課題となっています。 ⇒施設の整備等を検討、学童クラブ職員向けの研修を実施します。	子育て支援室

2 家庭における子育て支援

子どもや子育てについての悩みや不安の軽減、解消のために、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた相談・情報提供や、保護者の学習機会・交流の機会の充実を図ります。

(1) 子育て相談・情報提供の充実

安心して妊娠・出産・子育てができ、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、子どもと子育て世帯の一人ひとりの状況に応じた途切れのない寄り添った相談体制を充実します。

また、「広報よしおか」や「子育て支援事業一覧」など、子育てに関する情報提供を充実します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ないサポートを行う総合相談窓口を、令和2年度から開設しています。電話や来所にて専門職(保健師・管理栄養士・看護師・心理士)が母子の健康相談を行っています。 ・子育て世代包括支援センターの役割を引き続き担い、こども家庭センターの設置を検討します。 	健康づくり室
利用者支援事業★	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う事業です。 ・情報提供や相談支援は以前から行っていますが、子ども・子育て支援制度に位置づけられた事業です。 ・子育て支援室の窓口において随時、相談に応じるとともに、子育て支援事業一覧を作成し、子育て支援サービスに関する情報提供を行っています。 	子育て支援室
家庭児童相談・乳幼児相談・育児相談などの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○パパ・ママClass:年4回実施し、毎年70名前後が参加しています。 ○母乳相談:利用者は減少傾向にあり、令和5年度は193名でした。 ○発達支援教室:24回(「ほっぷ」:12回、「じゃんぷ」:12回)開催しています。 ○子育て相談会・ことばの相談・運動発達の相談:心理士・保健師・言語聴覚士・作業療法士による相談を実施しています。令和5年度は来所相談が227名、電話相談が109名でした。 	健康づくり室 子育て支援室
教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学習、進路、いじめ、不登校、家庭生活などについて、児童・生徒や保護者が気軽に相談できるよう、学校支援センターやカウンセラー、自立支援アドバイザー、子育て支援室、児童相談所などと連携を図り、諸問題に対応しています。 ・令和6年度に学校支援センター(ふれあい教室、ひばりの家)を新設し不登校児童生徒へ新たな居場所を提供しました。 ⇒相談内容に応じて専門機関との連携を図りながら、諸問題の解決を図るべく対応していきます。 	学校教育室
民生委員・児童委員、主任児童委員の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活上の悩みや子どもの問題等の相談に応じます。 	子育て支援室 社会福祉協議会

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
精神保健傾聴事業：心の休憩所～tsubomi～	・不登校やひきこもりのため、心に不安を抱え、学校や社会、外へ出ていくことが困難な当事者とその家族に対して、不登校・ひきこもりサポートコーディネーターによる傾聴セラピーの場を設け、抱える不安に寄り添いながら不安軽減を図り、ひとりひとりの安心できる外の世界、集いの場となることを目的としています。毎月第2水曜日13:00～15:50(予約制:2枠)	健康づくり室 社会福祉協議会
子育て支援事業の周知	・子育て支援事業一覧をまとめた「子育て応援ガイドブック」を作成し、出生届出時などに配布をしています。	子育て支援室
広報の充実	・「広報よしおか」にて情報提供しています。 ・ホームページやLINEを活用した情報提供を充実します。	健康づくり室 子育て支援室 関係室
しぶかわ広域おでかけマップ	・赤ちゃんの駅を掲載したおでかけマップをしぶかわ広域で作成し、窓口で配布しています。	子育て支援室

(2)子育てに関する学習・交流の充実

子育てについて学び・交流できる機会の充実を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
子育てサロン	・子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間をつくり、お互いに支え合う活動です。おしゃべり・おもちゃ遊び・読み聞かせなど気軽に参加し、楽しんでもらえるサロンです。	社会福祉協議会
わくわくあそび	・1歳半から未就学児と、その保護者を対象とし、就学前に必要な集団遊びやリズム遊びをします。	生涯学習室
地域子育て支援センター★	・幼稚園・保育所等に通園していない保護者の育児相談や子育てサークルへの指導・援助を行っています。 ・令和5年度には延1,591人が利用しています。利用数は前年度比でほぼ横ばいでした。 ⇒引き続き周知を図りながら利用者のために様々なイベント等を開催します。	子育て支援室
新入学児の親への講演会等の開催	・各校の入学説明会において、基本的な生活習慣の確立や、思春期の兆候や対応などについて、管理職や教務による講義を行っています。 ⇒時代や保護者の要望に即した内容についても取り入れていきます。	学校教育室

基本目標2 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

主な SDGs
関連指標



1 子どもの貧困解消対策の推進

全ての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できる環境づくりを目指します。

貧困の状態にある子どもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援や教育相談体制の充実により、苦しい状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

(1) 経済的負担の軽減

児童手当の支給や医療費の助成、保育料の無償化などに取り組んできましたが、今後も、国・県へ制度の充実を要望しながら、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
保育料の無償化	・令和5年4月から保育料の無償化を開始し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。	子育て支援室
児童手当の支給	・国の制度に基づき、高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までの児童の養育者に対し、児童手当の支給を行います。	子育て支援室
子ども医療費助成	・高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までの保険診療による医療費の自己負担分を公費で助成しています。	保険室
未熟児養育医療給付	・身体の発育が未熟で生まれ、入院を必要とするお子さんに対して、その治療に必要な医療費の一部を町が負担する制度です。	健康づくり室
就学援助費の支給	・生活困窮世帯の教育費の軽減を図るため、就学援助費の支給を行います。 ・援助を必要とする家庭が増加しています。 (令和元年度:80名→令和6年度150名(見込み))	学校教育室
吉岡町高校生等公共交通通学支援事業	・公共交通の利用促進と高校生等の保護者の経済的負担軽減を図るため、バスや鉄道の定期券購入費(同一名義)が1か月あたり5,000円以上の場合は1か月あたり1,000円、1か月あたり10,000円以上の場合は1か月あたり2,000円を補助します。	企画室

(2)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の子育ての支援と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などを充実します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
児童扶養手当の支給	・国の制度に基づき、父母の離婚や死亡などの理由により、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父又は母、もしくは親に代わって養育している方を対象に手当を支給します。	子育て支援室
ひとり親家庭等医療費助成事業	・18歳到達後最初の年度末までの児童とその扶養者の保険診療による医療費の自己負担分を公費で助成しています。(所得税非課税者のみ)	保険室
自立支援・就業相談事業	・県母子家庭等就業・自立センターやハローワークと連携し、就業に必要な技術を身につけるための相談会の開催や、雇用情報の提供を行っています。	子育て支援室

2 障害児施策の充実

障害児保育・教育の充実を図るとともに、障害児福祉サービスによる支援を行います。

また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

(1) 障害児保育・教育の充実

教職員等に対し、障害のある児童への理解と対応についての研修等を進め、その資質向上に努めるとともに、保育所の受け入れ体制についても十分に配慮しながら、障害のある就学前児童と保護者の希望に沿った保育が受けられるように努めます。

また、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めるとともに、障害のある子どもの生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
障害児保育の推進	・通園と集団生活が可能な障害児を、全園で受け入れています。	子育て支援室
特別支援教育の充実	・障害のある児童一人ひとりの個性に応じた支援を受けられるよう、教育内容や教育環境の改善・整備に努めます。 ・障害のある児童の保護者などからの多様な相談に応じられるよう、教育委員会において、研修や参観の機会を確保しています。 ⇒個に応じた教育を受ける場や機会、条件などの情報の収集に努めます。	学校教育室
学習障害等への教育的支援	・肢体不自由児に対応する拠点校の設備充実や、専門的な指導のための人事異動や研修などを行っています。 ⇒保護者や地域から理解が得られるよう、引き続き拠点校の設備充実や人員配置を実施していきます。	学校教育室
療育相談・指導	・発達の遅れや気になるところのある未就学児童とその家族を対象とした「マザー＆チャイルド」を、群馬県と共同で開催しています。遊びを中心とした集団活動を通じて相談援助・助言等を行い、児童の発達の状況を把握・支援し、家族の不安解消を図ります。 ・榛東村・吉岡町の対象者に対し、月に1回開催しています。	健康づくり室

(2)障害児を養育する家庭に対する支援

障害のある子どもの発達を支えていくために、本人・家族の意向を尊重しつつ、一人ひとりの特性や発達段階に応じた、切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関との連携を図り、障害児サービスの充実を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
なんでも相談室	・渋川広域障害福祉なんでも相談室と連携し、情報の提供や利用の調整等、相談支援体制を整えます。	福祉室
各種障害者手帳の発行	・各種の福祉制度を利用するために必要な身体障害者手帳、療育手帳(知的障害)を発行しています。	福祉室
障害児福祉サービスの提供	・渋川広域障害福祉なんでも相談室と連携し、情報の提供や利用の調整等、相談支援体制の充実を図ります。 ・令和6年4月1日現在、・児童発達支援 48 名、放課後等デイサービス 52 名、保育所等訪問支援 8 名、短期入所 3 名、居宅介護1名が利用しています。	福祉室
子育て支援ファイルの発行	・発達障害を含む障害のある子、又は障害の有無に関わらず、一貫した支援方策について、家庭と地域の関係機関と連携して、安心して子育てができるよう支援ファイルを配布します。	学校教育室 健康づくり室
特別児童扶養手当	・国の制度に基づき、精神や身体に障害のある満 20 歳未満の児童を監護する父又は母、もしくは親に代わって児童を養育している方に手当を支給します。	子育て支援室
障害児福祉手当	・日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の方を対象として、国の制度に基づき手当が支給されます。	福祉室
難病患者見舞金	・特定疾患、小児慢性疾患、先天性血液凝固因子障害等の患者又はその保護者を対象に見舞金が支払われます。	福祉室
自立支援医療(育成医療)	・18 歳未満の身体障害児に対し、児童が生活能力を得るために必要な医療費用の一部を公費負担する制度です。	福祉室
特別支援教育就学奨励費	・町内の特別支援学級に通う児童・生徒に対し、世帯所得に応じて就学奨励費を支給する制度です。	学校教育室
特別支援学校就学援助費	・特別支援学校の小学部・中学部に在学する児童・生徒に対して就学援助費を支給する制度です。	学校教育室
要医療重症心身障害児等訪問看護支援事業	・医療的ケア(経管栄養、吸引、吸入等)を必要とする、重症心身障害児(者)を介護する家庭に、長時間の訪問看護費用の助成をします。	福祉室
医療的ケア児訪問看護事業	・看護師の配置がない通所施設、保育園、学校等に通所している医療的ケアを必要とする児童に対し、比較的短時間の処置で完了する医療的ケアの支援を行うための訪問看護費用を助成する制度です。	福祉室
難聴児補聴器購入等支援事業	・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中度の聴覚障害を有する児童に対し、補聴器の購入及び修理の費用を助成する制度です。	福祉室

3 児童虐待への対応

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景があっても許されるものではありません。どのような困難があっても子どもへの虐待につながらないように、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。

(1) 虐待予防の強化

児童虐待の未然防止に向けて、保護者の子育てへの不安や負担感の軽減を図るため、相談支援体制の充実に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
育児ストレス解消の支援	・町内の保育所等で一時預かりを行っており、育児の負担軽減を図っています。	子育て支援室
児童虐待の発生予防	・健診後に保健師・心理士・栄養士・歯科衛生士でカンファレンスを行い、情報共有を行っています。 ・心理士による育児不安・相談を行っています。 ・母子保健推進員や民生委員・児童委員など地域の協力を得て、児童虐待の発生防止に努めています。	健康づくり室 子育て支援室
虐待通告対応	・通告後、24 時間以内に子どもの安全を確認するとともに、随時家庭訪問を行っています。 ・児童相談や家庭相談をデータベース化した児童相談システムの導入を検討します。	子育て支援室

(2) 虐待の発見・防止・支援体制の整備

吉岡町要保護児童対策地域協議会の活動を強化し、子育て関連施設における虐待発見の徹底、健康診査の未受診者への訪問など発見体制の充実に努めるとともに、福祉・保健、教育をはじめ関係機関との連携を密にし、虐待を受けた児童の安全確保を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
虐待通告義務の広報	・学校職員への虐待に関する認識を周知するとともに、通告する管理職への意識を高め、早期対応に努めています。 ⇒校長会等で、適切な対応について促していきます。	学校教育室
	・11 月の虐待予防週間には、公民館や関係施設にポスターを掲示し、虐待通告のパンフレットを回覧しています。	子育て支援室
	・健診等で子育て支援パンフレットの配布、随時育児相談に対応しています。	健康づくり室
児童虐待の早期発見体制の強化と虐待防止・安全確保	・吉岡町要保護児童対策地域協議会の開催、児童相談所や関係機関との連携により、虐待防止と子どもの安全確保に取り組んでいます。 ・吉岡町要保護児童対策協議会では、実務者会議を月1回、代表者会議を年1回開催しているほか、個別支援会議を随時行っています。	子育て支援室

4 社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援

(1) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

里親・ファミリーホーム・児童養護施設等の社会的養護の下にある子どもの権利保障や支援の質の向上を図るとともに、児童相談所におけるケースマネージメントを推進します。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対しては、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援します。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している18歳未満の子どもについても支援の対象とします。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
家庭児童相談支援	・小中学校と連携し相談体制の充実を図ります。社会の多様化・複雑化にあわせて相談や家庭訪問を実施し、児童の現況の把握、育児不安を抱える親の養育支援に努めます。	子育て支援室 学校教育室
里親制度の普及と広報	・ポスター掲示及びパンフレット配布、広報誌への掲載を年1回行っています。	子育て支援室

(2) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

また、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
ヤングケアラー支援	・家事・介護などを日常的に行う概ね 18 歳未満の者とその世帯の負担軽減と福祉の充実を図るため、支援を必要とする家庭へ職員による訪問等を実施します。	福祉室 子育て支援室 学校教育室

基本目標3 仕事と生活の調和の実現

主な SDGs
関連指標



1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現や働き方改革に向けて、男女が共に働き方の見直しを行うとともに、男女共同参画意識の啓発を図り、男性の子育て参画を促進します。

(1)仕事と子育ての両立

子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及・定着、労働時間の短縮などを啓発します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
育児休業制度の普及・定着	・育児休業制度の周知と男性の育児休業制度の取得向上について、パンフレットを配布する等、啓発を図っています。	産業振興室
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の普及・定着	・長時間労働の抑制と年次休暇の取得促進、育児休業制度の周知・啓発、男性の育児休業制度取得に関して、パンフレット及び広報等を通じて啓発を図っています。	産業振興室

(2)男女共同参画意識の啓発

男女がそれぞれ自分らしく生きるとともに、お互いの人権を尊重し合うよう、様々な機会を通じて家庭・地域・企業に対して啓発します。また、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
学校での男女共同参画教育の推進	・家庭科での保育実習のほかに、小学校での「命を育む授業」や中学校での乳児と母親にふれあう事業など、男女参画の知識や意識を高めています。	学校教育室
男性の子育て活動への参加促進	・パパ・ママ Class において妊婦体験や沐浴の練習を行い、男性の育児参加意識の高揚を図っています。	健康づくり室
	・パンフレット配布やポスター掲示を通して、男性の子育てや子どもの教育への参加を促進します。	福祉室 子育て支援室

基本目標4 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

主な SDGs
関連指標



1 妊娠・出産期の支援

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。また、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域の子どもの健やかな成育の推進を図ります。

(1) 家庭・地域・職場での理解の啓発

妊娠・出産期の女性と胎児の保護と健康管理について、家庭・地域・職場への啓発を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
家庭理解の促進	・パパ・ママ Class を年4回開催するなど、妊娠中の母体や胎児の健康管理について、父親や家族へ啓発をしています。	健康づくり室
働く女性の母性の保護	・働く女性の母性の保護と健康管理に関する知識の普及を図るため、母子手帳交付時に母子健康管理手帳・パンフレットを配布しています。	健康づくり室

(2) 健康な妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康づくりについて、母子健康手帳の交付、妊婦健康相談、妊産婦健康診査、パパ・ママClassの実施など、安全で快適な妊娠・出産への支援に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
母子健康手帳の交付	・母子手帳発行時に、保健師や栄養士による相談を実施しています。 ⇒引き続き、ハイリスク妊婦の把握に努め、継続的支援を行えるようにします。	健康づくり室
妊婦健康相談 (手帳交付時)	・母子手帳交付時に得た情報を活かし、育児不安等の支援を行っています。 ⇒妊婦初期から産後まで、継続的な支援をより効果的に行えるように努めます。	健康づくり室
妊産婦の健康診査の充実 ★	・妊婦健康診査の補助(14 回分)を実施しています。 ・平成 31 年度から妊産婦歯科健診助成事業、令和 2 年度から産婦健康診査助成事業(産後 2 週間、産後 1 か月)、令和 4 年度から多胎妊婦を対象とした多胎妊婦健康診査助成事業(通常 14 回分に加え 5 回分の受診票の発行)、令和 6 年度からは低所得妊婦を対象に初回産科受診料助成事業を開始しました。	健康づくり室

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
不妊治療費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費(特定不妊治療・一般不妊治療・男性不妊治療・不育症)の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。 	健康づくり室
未熟児養育医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の発育が未熟で生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。満1歳未満で給付の対象基準に該当し、医師が入院治療を必要と認めた方が対象となります。 ・PMH(情報連携システム)について、保険室と連携しながら母子保健DXを進めていきます。 	健康づくり室
出産・子育て応援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠期から出産・子育てができるように、一貫して身近で相談に応じるため、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ面談(伴走型相談支援)の充実を図るとともに経済的な支援(出産応援ギフト・子育て応援ギフト)を行います。 	健康づくり室

2 健やかな成長・発達支援

すべての子どもが心身ともに健やかに育つよう、乳幼児の疾病の予防、健康づくり、保護者の交流、不慮の事故の防止を促進します。

(1) 疾病予防の推進

乳幼児健康診査、予防接種などを充実し、疾病の予防に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診:3~4か月健診、10~11か月健診、1歳6か月健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、すべての健診で受診率は9割を超えています。 ・保健師や心理士による事後フォロー(電話や訪問、各種教室)を行っています。 	健康づくり室
予防接種等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒブ、小児肺炎球菌、BCG、二種混合、MRの接種率は、高い水準で横ばいとなっています。 ・令和2年からロタウイルスワクチンが定期接種となり、令和6年から四種混合ワクチンとヒブワクチンが合わさった五種混合ワクチンが導入されました。 ・令和4年からおたふくかぜ任意接種の一部助成を始めました。 ・MRワクチン、二種混合ワクチンの接種勧奨を実施しています。 <p>⇒継続して正しい知識の普及・啓発、個別接種の勧奨に努めます。</p>	健康づくり室
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までの保険診療による医療費の自己負担分を公費で助成しています。 	保険室

(2)健康相談・支援の充実

第1子や低出生体重児など、育児不安が高い親子を中心に、訪問指導、健康相談、親同士の交流などを充実するとともに、子どものときからの正しい生活習慣の確立と食育、運動習慣の確立と体力の向上を促進します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
乳児家庭全戸訪問事業 ★	・新生児・乳児・産婦訪問(R5 年度):185人となっています。 第1子は助産師、第2子以降は保健師が家庭訪問を行いました。	健康づくり室
訪問指導・保健指導	○助産師による訪問:産後1か月頃に訪問を行い、異常の早期発見や育児方法の指導などを行っています。 ・低体重児出生数が増加傾向にあります。 ○保健師・栄養士による相談:訪問、窓口相談、委託による電話相談を実施しています。 ・電話相談は増加傾向にあります。 ○母子保健推進員:乳児質問票の回収と健診会場での手伝いなどの活動を行っています。 ・母子と保健センターとの橋渡し役としての母子保健推進員は、活動を通じて育児不安や虐待の早期発見に努めています。	健康づくり室
育児相談・子育て教室・憩いの広場などの実施	・母乳・離乳食相談:12回 子育て相談会:24回開催しています。 ・令和5年度はマザー&チャイルドを12回開催し、延21名が参加しています。 ・親子で遊べる場として保健センターの開放を行っています。 ⇒保健センターの開放について、周知を図っていきます。	健康づくり室
食育の推進	○学びの場の提供:親と子の料理教室、児童館や母親クラブを対象におやつ教室を実施しています。保育園出前講座を実施しています。 ○健診等による食育 ・乳児健診:3~4か月健診・10~11か月健診12回、1歳6か月健診11回、2歳児歯科健診9回、3歳児健診12回、各健診会場において相談に対応し、その後の電話等での支援を実施しています。 ○子ども食育食堂:小学生を対象に、管理栄養士から食べ物について学びながら食事をする「こども食育食堂」を開催しています。	健康づくり室

(3)乳幼児の事故防止対策等の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群の予防に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
事故防止についての知識の普及	・1歳6か月健診にてパンフレット配布と周知に努めています。 ⇒1歳6か月児よりも3歳児の事故件数が多い状況など、年齢に合わせた事故防止について呼びかけを行い、事故を無くすように努めます。	健康づくり室
乳幼児突然死亡症候群(SIDS)の予防	・母子手帳配布時に副読本を配布し、啓発に努めています。	健康づくり室

基本目標5 子どもの「生きる力」の育成

主な SDGs
関連指標



1 生きる力を育む教育の推進

子どもたちがよく遊び、基礎的な生活習慣を身につけ、学ぶ意欲や確かな学力を身につけるとともに、考える力や自己表現できる力、人を思いやることのできる豊かな心や健康な体や体力など、生涯にわたる「生きる力」を育む教育や学習・体験の機会を充実します。

(1) 学校教育の充実

学ぶ意欲を高め、基礎的な学力の定着に努めるとともに、家庭・地域と連携した「こころと体の教育」、新たな時代に対応した考える力や表現力を養う教育の推進など、生きる力を育む教育の充実に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
学ぶ意欲の向上	<p>○新指導要領の「主体的で、対話的な深い学び」が指導できるよう、はばたく群馬の指導プランⅡや要請訪問などを通して教職員の職能成長に努めています。</p> <p>⇒要請訪問や校内研修、専門機関での研修などのあらゆる機会を効率的に活用して、さらに充実した授業づくりに努めます。</p> <p>○小学校や中学校で、赤城宿泊体験や職場体験などを通して、豊かな人間性を育てています。</p> <p>⇒学校運営協議会において、小学校と中学校との連続性や系統性の調整を行います。</p>	学校教育室
基礎学力の向上	<p>・小学校における低学年での生活指導を中心とする指導員や、きめ細やかな指導支援員、英語指導支援員などで学力向上に努めています。</p> <p>⇒中学年における指導員の充実に努めます。</p>	学校教育室
学習支援	<p>・中学生への学習支援を群馬県から委託を受けた NPO 法人(ボランティア)が行っています。</p>	子育て支援室

(2)多様な学習・体験機会の充実

子どもが様々な活動を通して、楽しみながら実社会で役に立つ知識や経験、知識を実践に結びつける知恵など、生きる力を身につけていけるよう、多様な学習・体験機会の拡充に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
大樹町子ども交流事業	・自然体験、社会体験及び宿泊体験等を通して、友好都市である北海道大樹町と吉岡町両町での青少年の交流の輪を広げ、地域社会でリーダーシップを発揮できる青少年を育成します。	生涯学習室
子ども会	・町内には 31 の子ども会があり、子どもの健全育成を目的として、スポーツレクリエーション大会、上毛かるた大会を実施しています。 ・各地域では廃品回収やクリスマス会等も実施しています。	生涯学習室
スポーツ少年団	・学校体育施設を開放し、スポーツ少年団等の取組により、地域において児童・生徒のスポーツレクリエーション活動を促進します。	生涯学習室
公民館講座の開催	・乳幼児が親子参加できる講座や、小学生対象の講座などを随時開催しています。 ・よしおか手作り講座、子どもときめき講座、おもしろ科学教室等を開催しています。	生涯学習室
パネルシアター	・貼り絵のお芝居・歌遊び・手あそびをします。0歳児から楽しめます。	図書館
読み聞かせ	・子どもから大人まで楽しめるおはなしの会を開催しています。	図書館

2 児童・生徒の健康づくり

家庭・学校・地域が連携し、児童・生徒の健康づくりに取り組みます。

(1) 児童・生徒の健康づくり

思春期は親離れし、大人に向けて自立の準備を行う不安定な転換期で、好奇心や反抗心、背伸びしたい意識などから、様々な体やこころの健康の問題を抱える時期であり、家庭・学校・地域が連携し、児童・生徒の健康づくりに取り組みます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
健康な体の育成と体力向上の促進	・給食を中心とした食育や、体育的活動を通して健全な児童・生徒の育成に努めています。 ⇒多様な考えの保護者に理解してもらえるよう、情報提供に努めます。	学校教育室
健康的な生活習慣の確立の促進	・教科指導や学校保健委員会、スポーツ少年団等によって、健康的な生活を営むための基盤づくりを推進しています。 ⇒学校運営協議会などにより、学校と地域との調整を図っていきます。	学校教育室
未成年の喫煙・飲酒、薬物使用の予防	・保健の授業や専門家を招いての各種予防教室を実施し、早期段階からの啓発を強化しています。	学校教育室
	・青少年健全育成大会を開催して、飲酒・薬物の危険性について研修を行っています。	生涯学習室
子ども医療費助成	・高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までの保険診療による医療費の自己負担分を公費で助成しています。	保険室
受験生を対象とした予防接種の一部助成	・年度年齢15歳及び18歳の方を対象に、インフルエンザワクチン、新型コロナウイルスワクチンの一部を助成しています。	健康づくり室

3 子どもの権利・意見の尊重

子どもの権利を尊重する意識を広め、権利擁護の体制を整備するとともに、地域住民の一人として、子どもが主体的にまちづくりに参画できる仕組みづくりに努めます。

(1)子どもの権利についての啓発と擁護

こども基本法や「児童の権利に関する条約」についての普及啓発に取り組むことにより、子どもが権利の主体であることを広く周知します。

また、子どもの教育、養育の場において、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
子どもの権利尊重についての広報活動	・「児童の権利に関する条約」をはじめ、子どもの人権について、「広報よしおか」やホームページ、人権作文集「明るい吉岡町」の発行を通して、意識啓発を図っています。	学校教育室 生涯学習室

(2)いじめ問題・不登校等対策

健康不安、いじめや不登校、ひきこもりなどの予防や解消のために、スクールカウンセラーや自立支援アドバイザー、児童相談所などとの連携の強化を図ります。

また、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校外の教育支援センター(ふれあい教室・ひばりの家)、Y' ODS(吉岡町オープンドアサポート)の設置促進・機能強化を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
子どもの相談体制の充実	・学校の窓口を担任のみに絞らず、管理職や養護教諭など、間口を広げていることを、保護者や児童・生徒に周知をしています。	学校教育室
	・子育て相談会・ことばの相談・運動発達の相談:心理士・保健師・言語聴覚士・作業療法士による相談を実施しています。	健康づくり室
教育相談	・学習、進路、いじめ、不登校、家庭生活などについて、児童・生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整備します。 ・長期欠席生徒等に対する適応指導教室の受け入れを行っています。 ・スクールカウンセラーとの連携を図っています。	学校教育室

基本目標6 子ども・子育てを支える地域づくり

主な SDGs
関連指標



1 地域の子育て・子育て支援

地域全体で子どもを育てていく地域づくりを進めます。

(1) 地域交流・世代間交流の促進

保護者たちだけでなく、地域の多様な人が子どもと関わり、地域全体で子どもを育てていくコミュニティ活動を促進します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
世代間交流の推進	<p>○小学校では総合的な学習の時間で、中学校では吹奏楽部や合唱部などが、保育所等や老人福祉センターに出向いて交流を行っています。 ⇒中学生と地域の交流について方策を検討していきます。</p> <p>○小学校では各種授業や行事に、また中学校でも手話教室や認知症サポーター養成講座を受講するなど、交流、相互理解に取り組んでいます。 ⇒学校協議会等で効果的な連携を探っていきます。</p>	学校教育室
	<p>○地域福祉交流拠点施設「よしおか ROBAROBA(ロバロバ)」において、子どもから大人まで、また、認知症の人やその家族など、世代間の交流を促進していきます。</p>	介護高齢室
地域交流の機会の充実	<p>・町内に 31 ある子ども会を対象に、スポーツレクリエーション大会や、上毛かるた大会などを行っています。 ⇒大会などを通じて、各子ども会の交流を深め、子ども会活動の発展を目指します。</p>	生涯学習室

(2) 地域ぐるみの健全育成活動

地域全体での青少年健全育成活動の活発化を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
県青少年保護育成条例の周知・普及	<p>・青少年の健全育成を目的に制定された条例の周知・普及に努め、青少年育成推進委員の活動を支援しています。</p>	生涯学習室
青少年健全育成推進員の活動	<p>・夜間定期パトロールを年間30回以上行い、コンビニエンスストアなどの社会環境調査の実施、個別訪問、有害環境浄化活動などに努めています。</p>	生涯学習室
有害情報の自主的措置の促進	<p>・青少年育成推進員のパトロールによる有害図書自販機などの監視、地権者・管理者への非契約継続の依頼や、インターネットについて研修会を開催しています。</p>	生涯学習室

2 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもが犯罪の被害者になることがないよう防犯対策を充実するとともに、交通安全対策の充実、防災教育の推進など、安全なまちづくりに努めます。

(1) 犯罪被害の予防・防止

子どもへの防犯教育、地域での防犯活動、「子ども安全協力の家」など、犯罪被害から子どもを守る総合的な取組を進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
各種地域活動の推進	・各自治会において、リサイクル活動、花いっぱい活動、祭りやイベント、軽スポーツ、パトロールなどの取組を通して、地域の人々が子どもに対し温かく接するとともに、犯罪被害などから守れる地域づくりを進めています。	生涯学習室
防犯ボランティア活動の支援	・青少年育成推進員のパトロールによる有害図書自販機などの監視、地権者・管理者への非契約継続の依頼や、インターネットについて研修会を開催しています。	生涯学習室
防犯教育の充実	・学校において、避難訓練や安全教育、家庭への不審者情報のタイムリーな周知などを徹底しています。	学校教育室
犯罪等に関する情報提供	・県民防犯の日を中心に、犯罪防止のためのパンフレットの配布、街頭啓発等を実施しています。 ⇒新たな担い手の確保に努めます。	協働安全室
子ども安全協力の家	・子どもが、登下校時などに身の危険を感じたときや、交通事故や体調不良などにより助けを求めたときなどの避難場所を提供しています。 ⇒各校のPTA本部・専門部に働きかけ、さらなる充実を図ります。	生涯学習室

(2)交通安全対策の充実

交通安全教育の徹底に努めるとともに、交通安全施設等の整備・充実に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
交通安全教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室や交通講話など、警察や交通安全会の協力も得て交通安全の徹底に努めています。 小中学校、保育所等では毎春の交通安全教室を実施しています。 	協働安全室 学校教育室
チャイルドシート購入補助	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故から子どもを守るため、チャイルドシート購入補助を実施しています。 	協働安全室
通学路危険箇所の改善	<ul style="list-style-type: none"> 学校から要望のある通学路危険箇所を関係機関と合同点検し、通学路交通安全プログラムに基づく対策を進めています。 	協働安全室 都市建設室 用地管理室 教育総務室

(3)防災教育の推進

防災教育の推進などにより、子どもの生活安全の確保を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
防火・防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 町の防災無線と連携した避難訓練を実施しています。 学校から保護者に対して避難場所などの確認の必要性を周知しています。 	学校教育室

3 子どもの居場所・遊び場などの充実

子どもたちがのびのびと遊び、活動するとともに、年齢の異なる子ども同士が交流できる場づくりを推進します。

(1) 子どもの居場所・遊び場の充実

児童館の整備・充実を図るとともに、放課後の学校施設の地域開放、中・高校生が地域で交流・活動できるよう居場所づくりを進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
児童館の整備・充実	・遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。 ⇒毎月行事等を実施することで、児童館の運営の充実を図ります。	子育て支援室
子どもの居場所づくり支援事業補助金	・子どもと地域とのつながりを形成することにより子どもの孤立を防ぐとともに、安心して過ごせる居場所づくりを進めるため、吉岡町内において放課後等に食事、遊び等による子どもの居場所づくりを行う法人・その他の団体に対し、補助金を交付しています。	子育て支援室
児童の居場所づくり	○平日の放課後、学校の空き教室を利用して、児童の居場所づくりを校長会で検討しています。 ⇒学校運営協議会においても検討していきます。 ○年間を通じて、町内スポーツ団体の小学校校庭の日中利用、中学校体育館の夜間利用を受け付けており、学校体育施設を開放することで、子どものスポーツ、レクリエーション活動を推進しています。 ○令和3年度から始まった「放課後見守り教室」は放課後児童の居場所づくりとして、当初2カ所で始まり、令和6年度は5カ所に増えています。登録児童は35名、スタッフは30名です。	学校教育室 生涯学習室
中・高校生の居場所づくり	・年間を通じて、町図書館内の学習机、学習室の利用が定員数を超えた際に、文化センターの視聴覚室、又は研修室を開放し、学習室として利用しています。 ⇒町内の子どもたちの学習場所の確保のため、文化センターを開放し、自主学習の場を提供します。	生涯学習室
生涯学習施設等の活用	・図書館や文化センターなどを活用し、子どもの体験活動などの充実を図っています。 ・こどもときめき講座・おもしろ科学教室を開催しています。	生涯学習室

(2)公園、広場、緑地等の整備

家族で楽しく遊べる公園の整備・充実を図るとともに、子ども同士で遊べる身近な公園や広場、緑地の整備、生活にうるおいを与える緑地などの保全と整備を進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
公園の整備	・総合計画や都市計画マスタープランに基づき、町民が求める利用しやすい公園の整備を目指します。	都市建設室 用地管理室
ちびっこ広場・児童遊園の整備	・ちびっこ広場・児童遊園内の遊具等を定期的に点検し、修繕を行っています。	子育て支援室
コミュニティ広場の整備促進	・自治会管理のコミュニティ広場整備を促進します。	協働安全室

(3)親子にやさしいまちづくり

乳幼児を連れた親子等が、安心して外出できるように、バリアフリーのまちづくりを進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
赤ちゃんの駅	・民間施設、公共施設等のおむつ替え・授乳が可能な設備がある場所を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て中の家族が安心して外出できるように支援します。	子育て支援室
思いやり駐車場	・公共施設や商業施設などに設置されている車いす利用者用駐車施設の適正利用を推進するための群馬県の制度で、高齢者や障害のある方のほか、妊娠7か月から産後6か月の妊産婦の方に「思いやり駐車場利用証」を発行しています。	福祉室 健康づくり室
ぐーちょきパスポート	・県内在住(又は通学・通園中)の子育て世帯に配布しています。協賛店舗で提示すると、割引やプレゼントなど、各種特典サービスが受け取ることができます。	子育て支援室

第5章

子ども・子育て支援法に係る
量の見込みと提供体制、確保の方策

第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっています。

本計画においては、各事業に応じて提供区域を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保方策を設定します。

(1) 必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
- ⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

(2) 任意記載事項

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑤市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- ⑦市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

2 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業計画の推進方策

平成27年4月から、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の給付制度が導入されました。給付制度には、認定こども園・幼稚園・保育所を対象とした「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」があり、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みです。

さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする、「地域子ども・子育て支援事業」があります。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



子どものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1)施設型給付

施設型給付の対象事業は、認定こども園、幼稚園及び保育所等の教育・保育施設です。

市町村が利用者の保育の必要性を認定し、保護者に対する個人給付を、確実に教育・保育の費用に充てるために事業者に対し、直接支払います(法定代理受領)。

施設名	対象
認定こども園 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・保育所型認定こども園 ・地方裁量型認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、0歳から就学前の子どもが対象。保育は、保護者の就労時間等に応じた認定が必要。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校施設で、満3歳から就学前の子どもが対象。
保育所(園)	就労等のため家庭で保育できない保護者によって保育する施設で、0歳から就学前の子どもが対象。保護者の就労時間等に応じた認定が必要。

(2)地域型保育給付

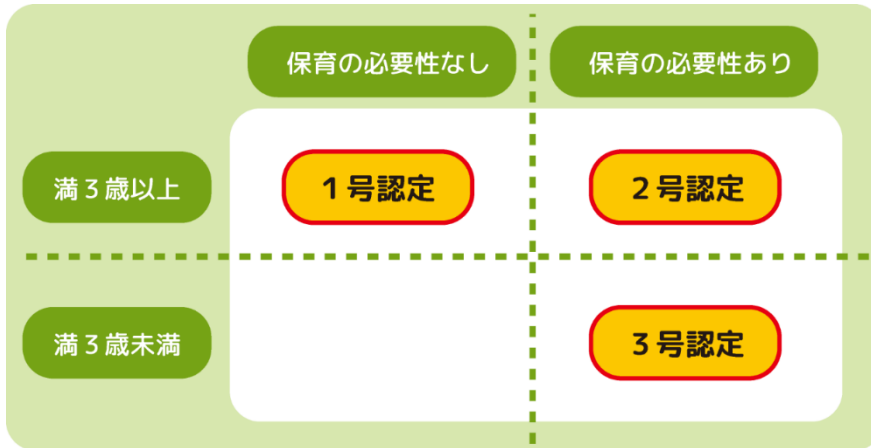
地域型保育給付は、待機児童の解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応したものです。保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、待機児童が多い0～2歳の子どもを預かる事業で、市町村による認可を受けた保育事業が給付の対象となります。

事業名	事業内容
小規模保育事業	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育事業	少人数(定員5人以下)を対象に、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
居宅訪問型保育事業	障害、疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1保育を行う。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。

(3)教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、子どもの年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定を受けることができます。



認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業

3 量の見込みの算出にあたって

(1)教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

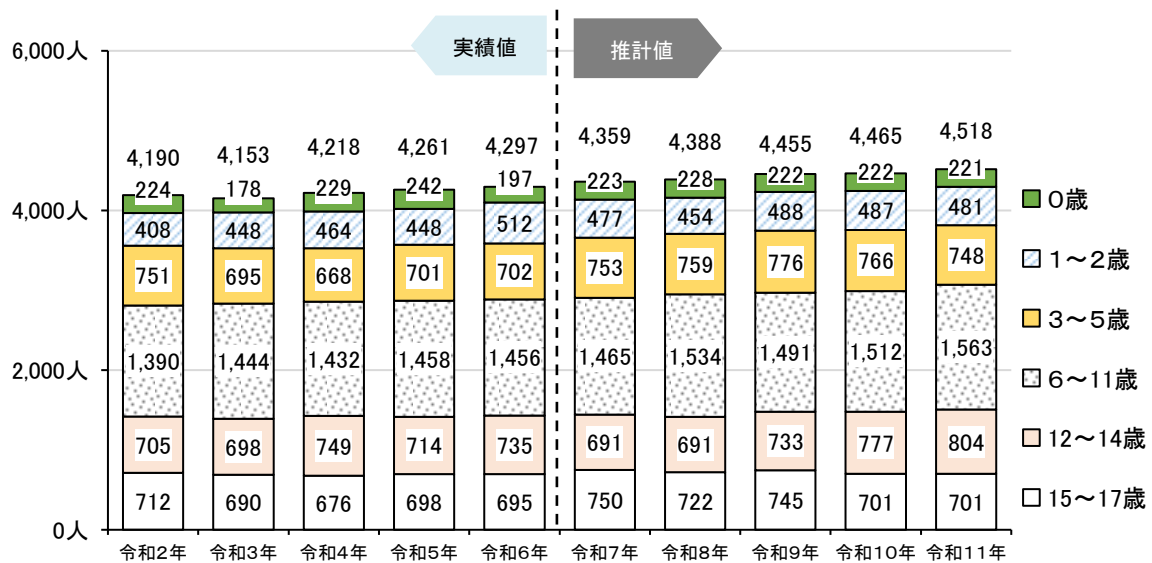
本町では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとはいえないことから、吉岡町全域とすることにします。

(2)子どもの人口推計

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いてコーホート変化率法により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

本町では、転入による人口増加が進み、児童人口も増加していることから、18歳未満の児童数は、令和6年の4,297人から令和11年には4,518人となり、221人の増加が見込まれます。

■将来の児童数の推計

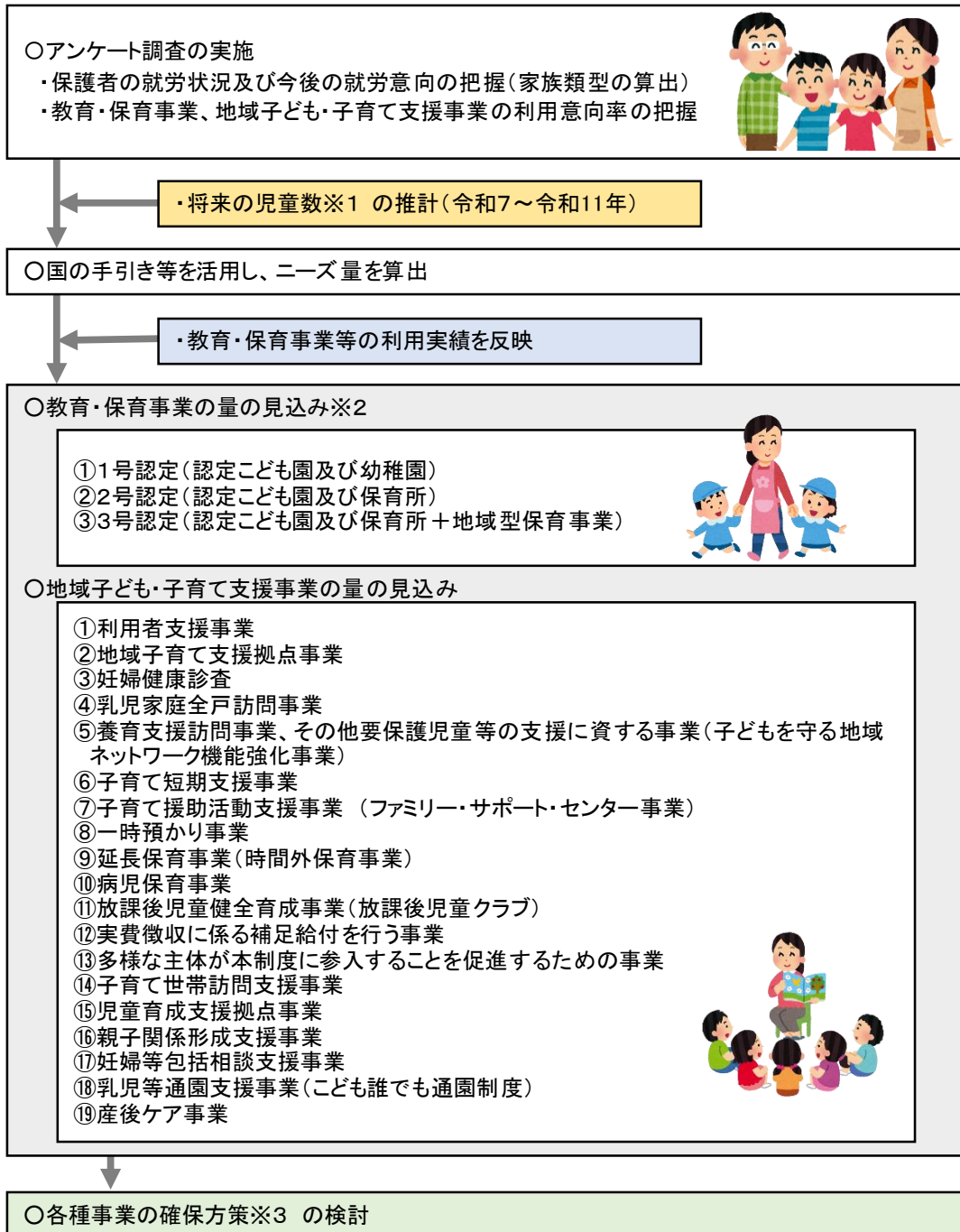


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

※コーホート変化率法：各コーホート(同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(3)量の見込みの考え方

アンケート調査結果からの利用意向や本町の実績、将来の児童数を踏まえることで「ニーズ量」を算出します。



※1 将来の児童数:令和7年から令和11年までの本計画の対象となる推計児童数。

※2 量の見込み:本町で実施したアンケート調査や本町の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

※3 確保方策:量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育所(園)、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

(1)1号認定・2号認定(3歳以上)

■3歳以上

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(A)					
1号認定	148	143	141	134	126
2号認定	590	601	621	620	611
確保方策					
特定教育・保育施設(B)					
1号認定	148	143	141	134	126
うち町内施設(定員)	105	120	120	120	120
2号認定	590	601	621	620	611
うち町内施設(定員)	506	506	506	506	506
過不足(A-B)※					
1号認定	-	-	-	-	-
2号認定	-	-	-	-	-

※過不足は不足がある場合のみ表示。

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、利用見込み(120～150人程度)に対し、町内外施設での対応を想定しています。また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

2号認定については、利用見込み(590～620人程度)に対し、町内外施設での対応を想定しています。

(2)3号認定(0～2歳児)

■0～2歳

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定・見込み量(A)					
0歳児	103	106	105	106	107
1歳児	157	182	191	191	196
2歳児	224	189	214	219	213
確保方策					
特定教育・保育施設(B)					
0歳児	103	106	105	106	107
うち町内施設(定員)	86	95	95	95	95
1歳児	157	182	191	191	196
うち町内施設(定員)	123	126	126	126	126
2歳児	224	189	214	219	213
うち町内施設(定員)	145	158	158	158	158
過不足(A-B)※					
0歳児	-	-	-	-	-
1歳児	-	-	-	-	-
2歳児	-	-	-	-	-

※過不足は不足がある場合のみ表示。

【量の見込みと確保方策】

3号認定については、0～2歳の人口は横ばいで推移するものの、保育利用率の増加していく想定です。

利用見込みに対し、町内外施設での対応を想定しています。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1)利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、総合的に相談支援を行うワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を開設しています。

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(実施か所数)	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

公共施設や公民館、保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

本町では、地域子育て支援センター事業として実施しています。

0～2歳児の保育所等の利用率が高くなり、在宅児童が減少傾向にあることから、地域子育て支援センターの利用者数が減少傾向にあります。

今後も、家庭での子育ての孤立化や不安感の解消のための事業を行うとともに、利用率を高めるためのPRの強化や、事業内容の充実を図ります。

単位:人回/か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (月当たり延利用回数)	130	127	125	123	121
確保方策(実施か所数)	1	1	1	1	1

※人回:1年間における延べ利用回数

(3)妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)

妊娠してから出産まで、定期的に医療機関等に通院し、健診を受ける費用を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、対象妊婦数(人口推計の0歳児人口を出生数と想定)に健診回数を乗じて見込みました。

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券の利用方法について説明し受診勧奨をするとともに、保健師による面接を全員に実施し妊娠期からの関わりによる早期からの対応を実施しています。

単位:人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延利用回数)	3,122	3,192	3,108	3,108	3,094

(4)乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、対象者数(人口推計の0歳児人口を出生数と想定)に対し、全戸の訪問(100%)を目指します。

母子健康手帳交付時に情報提供し、全出生児と母親に訪問する事業として定着が図れています。家庭訪問を希望されない場合もありますが、面接等を実施し児の発育発達、育児状況を全数把握しています。

今後も事業を継続して実施し適切な支援ができるよう努めていきます。

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数)	223	228	222	222	221

(5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

本町では、当面、本事業としては実施しませんが、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健施策を通じて必要な支援を行っていきます。

一方、支援が必要な家庭が増加傾向にあることから、家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

(6)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本章内で設定した「量の見込み」及び「確保方策」では、3歳未満児及び3歳以上児とも現行の施設内で充足する見込みであることから、現在のところ新規施設等を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。

(7)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

利用実績をもとに、幼稚園在園児、在園児以外、共に現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。

■一時預かり(幼稚園型)

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	1号による利用	2,337	2,444	2,555	2,672	2,795
	2号による利用	—	—	—	—	—
確保方策(幼稚園型Ⅰ)		2,337	2,444	2,555	2,672	2,795

■一時預かり(幼稚園型以外)

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延利用人数)		236	249	263	278	294
確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	226	239	253	268	284
	子育て援助活動支援事業 ※	10	10	10	10	10
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	—	—	—	—

※子育て援助活動支援事業:ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業を除く)

(8)子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

本町においては現在実施していない事業であり、見込み量も多くないことから、当面は実施しないものとしますが、ニーズを把握しながら、提供の必要性について検討していきます。なお、宿泊を伴う一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業で提供していることから、適切な情報提供を行っていきます。

(9)病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所等の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

本町では、町内の小児科医院で、回復期にある小学校6年生までの児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施しています。あわせて、ファミリー・サポート・センター事業においても、病児・病後児の預かりを支援しています。

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。引き続き医療機関と連携を図っていきます。
単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延利用人数)		170	182	195	204	215
確保 方策	病児保育事業	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	子育て援助活動支援事業※	5	5	5	5	5

※子育て援助活動支援事業：ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)

(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

本町では、渋川市、榛東村と合同で「しがかわファミリー・サポート・センター」を運営しています。現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。

本事業は、一時預かりなど有効な事業であることから、特に、提供会員を増加させるために、PR等を強化します。

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	242	261	281	303	326
就学後	158	170	183	198	213
就学前	84	91	98	105	113
確保方策	242	261	281	303	326

(11)実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

特定教育・保育施設の保育料については、国が定める公定価格をもとに町が保護者の所得に応じて、利用者負担額を設定することとしていますが、実費徴収についても低所得者の負担軽減策の一つとして検討をしていきます。

(12)時間外保育事業(延長保育事業)

保育所等の利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。本町の場合、18時30分～19時までの保育を実施しているため、18時以降の利用希望人数を見込んでいます。

【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数)	165	165	165	165	165
確保方策	165	165	165	165	165

(13)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

【量の見込みと確保方策】

放課後児童クラブの利用者も増加し、低学年、高学年を合わせると700人程度の利用希望者が見込まれます。

量の見込みを確保するよう学童クラブを整備していきます。

■利用の見込み・確保方策

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数)		608	634	620	643	672
	1年生	137	172	136	170	177
	2年生	135	136	171	136	169
	3年生	129	120	121	151	120
	4年生	103	96	89	90	112
	5年生	72	70	65	60	61
	6年生	32	40	38	36	33
確保方策(登録児童数)		608	634	620	643	672

(14)子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

家事や子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に家事や子育て等の支援を実施します。また、家庭や養育環境を整えることで虐待リスク等の高まりの未然防止に努めます。

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	20	61	62	62	63
確保方策	20	61	62	62	63

(15)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施について検討します。

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数)	2	5	5	5	5
確保方策	2	5	5	5	5

(16)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施について検討します。

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数)	2	5	5	5	5
確保方策	2	5	5	5	5

(17)妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

保健センターにおいて、妊娠届け出時、妊娠中後期、産婦、新生児訪問により、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を実施していきます。

単位:回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数(件)	223	228	222	222	221
	1組当たり面談回数 (年間延べ回数)	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数 (年間延べ回数)	669	684	666	666	663
確保方策	保健センター等	669	684	666	666	663
	上記以外	-	-	-	-	-

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子を対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用できる制度です。

【量の見込みと確保方策】

令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児(年間延べ利用人数)	—	6	6	6	6
	1歳児(年間延べ利用人数)	—	4	4	4	4
	2歳児(年間延べ利用人数)	—	2	3	3	2
確保方策	0歳児	—	6	6	6	6
	1歳児	—	4	4	4	4
	2歳児	—	2	3	3	2

(19)産後ケア事業

出産後1年以内の母親と子を対象に、産科医療機関や助産院又は対象者の居宅において、母親の身体的な休息や心理的支援、授乳指導・育児相談を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。産後ケア事業の実施方法には、宿泊型、通所型、訪問型の3種類があります。

【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。利用希望者が利用できるよう委託先の確保に努めます。

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	100	97	92	88	85
確保方策(人日)	100	97	92	88	85

6 その他の推進方策

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、保護者に対して情報提供を行います。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する群馬県が行う施策との連携

町は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

町は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第6章

計画の推進体制と進捗管理

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 協働による計画の推進

本計画で位置付けた取組みは、子ども・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。庁内の関係部局との連携により、施策の進捗状況等を共有し、庁内横断的な対応ができるように体制を整えます。

また、本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

(1)行政の役割

●計画の推進と関係機関との連携

本町において、関係各課が連携し、こども施策を総合的に実施していきます。

また、本計画に関係する機関等との連携体制の強化を図るとともに、住民や企業等が積極的に参画しうよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

さらに、こども施策は、国や県の制度や計画と関わりが深いため、密に連携を図り、事業の有効な導入に努めます。

なお、本町の実情に即した取組みを積極的に推進する上で必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

●計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、社会全体で子どもやその家族を支え、住民一人ひとりが子どもの健全な育成に取り組んでいくことを一丸となって目指すものです。

本計画が町民に開かれたものとなり、広く理解を得られるよう、町のホームページや広報紙等を通じて周知を図ります。

(2)家庭や地域の役割

▶家庭の役割

子どもは生活の中で多くの人や物にふれ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。特に、子どもが大人に向けて自立していくためには、家族の保護の下から離れ、友達と社会の中で新たなことに挑戦していく体験が重要です。地域は、子どもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっては身近で重要な子育ての場です。

保護者がお互いに子育てを助け合えるような機会を充実するとともに、地域社会で子育てを行っていくという意識の醸成、地域活動への子どもの参加の促進、子どもや保護者活動への地域住民の積極的な支援など、地域社会の子育て機能の回復を図ることが必要です。

▶地域社会の役割

計画の推進に当たり、地域をあげた子ども支援が必要であることから、町民参画の気運の高まりが重要です。

そのため、すべての町民が子ども、その家族を見守り、支えていくという意識を持ち、地域社会全体で子どもを育てていくことが望まれます。

▶教育・保育施設、学校等の役割

様々な人との交流や生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。

特に、保育所等の教育・保育施設が地域に開かれたものとなり、地域とともにありながら、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

▶企業の役割

子育て中の保護者が性別を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正や希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような職場環境づくりが望まれます。

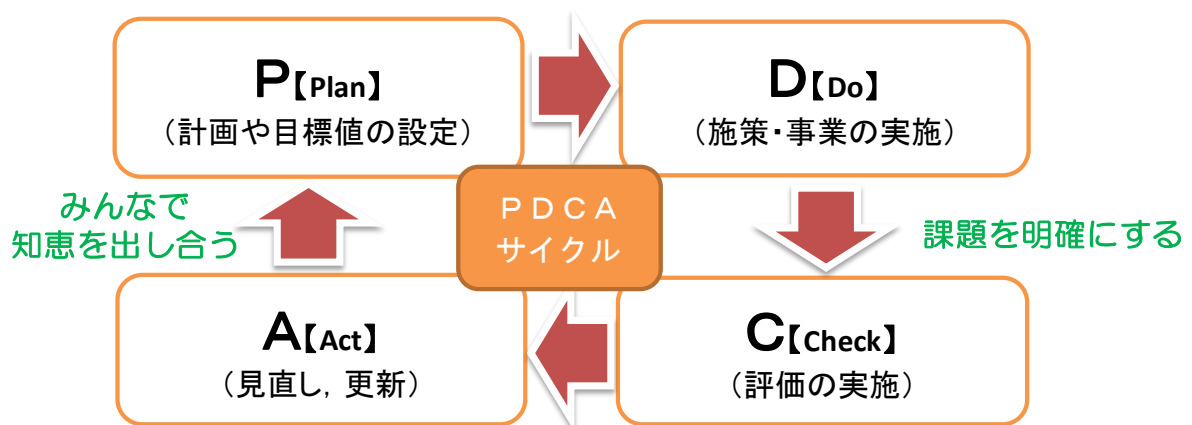
2 計画の進行管理

計画期間中は、健康福祉課 子育て支援室が事務局となり、「吉岡町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課や関係機関、町民等と連携して、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進捗管理事業等の施策・事業の実績等を用いて実施し、取り組みの改善に努めます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編

